

『イギリスにおける宿泊客の財産の紛失・盗難等に対する宿泊事業者の厳格責任の起源』

THE ORIGIN OF THE STRICT LIABILITY OF INNKEEPERS FOR GUEST'S LOST OR STOLEN PROPERTY IN ENGLAND

薬師丸 正二郎

YAKUSHIMARU SHOJIRO

序章 概観

第一節 本稿の背景と狙い

- 一 本稿の背景
 - 1 問題の所在
 - 2 日本の国家政策との関係について
 - 3 ヨーロッパの動向について
 - 4 商行為法WG報告書、債権法改正等の動きについて
 - 5 まとめ

二 先行研究の紹介

- 1 日本における先行研究
- 2 英米における先行研究

三 本研究の狙い

- 1 はじめに
- 2 本稿の意義

第二節 宿泊客の財産の紛失・盗難・損傷等に対する宿泊事業者の責任

- 一 日本の制度概観
- 二 諸外国の制度概観
 - 1 宿泊客の財産に対するホテル経営者の責任に関する欧州評議会協定(1962年)
 - 2 ドイツ法について
 - 3 フランス法について

第一章 イギリスにおける宿泊客の財産に対する旅館営業者の責任(概観)

第一節 宿泊客の財産に対する旅館営業者の責任(概観)

第二節 法令の紹介

- 一 Innkeepers Liability Act 1863 (1863年旅館営業者責任法)について
- 二 Hotel Proprietors Act 1956 (1956年ホテル経営者法)について
- 三 London Local Authorities Act 2004 Chapter i 24について

第二章 宿泊客の財産の盗難・紛失等に対する宿泊事業者の厳格責任について

第一節 はじめに

- 一 14 世紀当時の社会事情
- 二 14 世紀当時の宿泊事情
 - 1 はじめに
 - 2 当時の宿泊施設
- 三 14 世紀当時の宿泊事業者
 - 1 はじめに
 - 2 旅館営業者の役割・責務
- 四 14 世紀当時のイギリスにおける裁判制度
 - 1 はじめに
 - 2 14 世紀当時の裁判制度の概観
 - 3 国王裁判所と地方裁判所との関係
 - 4 まとめ

第二節 William Beaubek v. John of Waltham (1345)

- 一 事案
- 二 判決
- 三 本判決の意義
 - 1 はじめに
 - 2 公共旅館 (common inn) の経営者であること
 - 3 代位責任について
 - 4 本判決の影響
 - 5 ロンドンにおける旅館営業者 (hostellers) の宣誓 (1318 年) との関係
 - 6 その他の問題

第三節 Rex and Thomas of Navenby v. Walter Lassels of Huntingdon and William of Staunford (1368)

- 一 はじめに
- 二 事案
- 三 判決
- 四 本判決の意義
 - 1 国王裁判所における最初の事件
 - 2 公共旅館 (common inn) の営業者であることの意味
 - 3 訴訟方式との関係
 - 4 王国の慣習法 (the law and custom of the realm)
 - 5 被告の防御方法の変化について
 - 6 弁済のための勾引令状 (a writ of Capias ad Satisfaciendum) との関係
- 五 本判決の背景
 - 1 黒死病 (1348 年) の影響について
 - 2 商業保護との関係

第四節 Navenby 事件後の 14 世紀の判例

- 一 はじめに
- 二 その後の判例
 - 1 概説

- 2 判例の検討
- 3 まとめ

第三章 結語

(参考資料) SCHEDULE NOTICE “Loss of or Damage to Guests’ Property”

序章 概観

第一節 本稿の背景と狙い

一 本稿の背景

1 問題の所在

(1) ホテル・旅館等の宿泊施設内で、宿泊客の財産が紛失、盗難等に遭った場合、宿泊客は宿泊事業者に対して、損害賠償を求めることができるであろうか。

この問題の解決は、商法に規定されており(商法第594条～596条)、その特徴は以下の四つにまとめることができる。第一に、宿泊事業者独自の責任ではなく、広く「客の来集を目的とする場屋における取引」(同法第502条7号)を営業として行う者(以下、「場屋営業者」と略す)の責任として規定されている。第二に、客¹⁾の財産が場屋営業者に寄託されていたか否かによって、異なった

1) 日本の商法において、「客」とは、場屋施設の利用者であるが、必ずしも利用契約が成立していることを要せず、客観的にみて施設利用の意思を持って場屋に入ったと認められる者は、現実には利用するに至らなかったとしても含まれる(例えば、旅館が満員のためその待合室で待ったが、結局宿泊できなかった者)と解されている(竹田省『商行為法』208頁〔弘文堂書房・1931〕、米谷隆三『商法概論I 営業法』〔有斐閣・1941〕、小町谷操三『商行為法論』424頁〔有斐閣・1943〕、大隅健一郎『商行為法』167頁〔青林書院・1958〕、西原寛一『商行為法〔第3版〕』413頁〔有斐閣・1973〕、平出慶道『商行為法〔第2版〕』616-617頁〔青林書院・1989〕、坂口光男『商法総則・商行為法』328頁〔文眞堂・2000〕、岸田雅雄『ゼミナル商法総則・商行為法入門』300頁〔日本経済新聞社・2003〕、田邊光政『商法総則・商行為法〔第3版〕』334頁〔新世社・2006〕、近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』243頁〔有斐閣・2013〕等)。

取り扱いがされている。すなわち、宿泊客から寄託を受けた物品が滅失または毀損した場合、宿泊事業者は寄託物品の滅失・毀損について不可抗力によることを立証できないかぎり損害賠償責任を負う（同法第 594 条第 1 項）。これに対して、宿泊客から寄託を受けなかった物品が滅失または毀損した場合、宿泊事業者は、自己若しくはその使用人の「不注意」が立証されるまでは賠償責任を負わない（同法第 594 条第 2 項）。第三に、寄託を受けた物品が高価品であった場合、宿泊客は、寄託に際して、その物の種類及び価格を明告していなければ、宿泊事業者に責任を追及できない（同法第 595 条）。第四に、宿泊事業者に対する損害賠償責任は、一般の商事消滅時効（同法第 522 条）と異なり、短期の消滅時効にかかる（同法第 596 条）。

以上の規定に対しては、以下のような問題点が指摘されている。現行法上、宿泊事業者は、宿泊客から寄託を受けた物品が滅失または毀損した場合、それが不可抗力によって生じたことを証明できないかぎり、損害賠償責任を免れることができない²⁾³⁾。これは商人が営業の範囲内で物を保管する一般の商事寄託において、受寄者が無過失を立証すれば免責される（同法第 593 条）点と比較しても重い責任を宿泊事業者に課すものである⁴⁾。

（2）しかし、寄託を受けていない物品に関する宿泊事業者の責任に焦点を合わせるならば、現行商法の規定は必ずしも重いものではないとも思われる。例えば、イギリス、ドイツ、フランス⁵⁾等の国々では、宿泊事業者のみを対象とする責任として規定され、寄託の有無を問わず、不可抗力によって生じたこ

2) この責任を一般に「厳格責任」と呼ぶ。現在、イギリスの旅館業者（Innkeeper）の厳格責任については、不可抗力による免責が認められている。*Halsbury's laws of England* (5th edn, 2008) Vol 67, para 202。しかし、本稿が対象とする 14 世紀当時に、不可抗力による例外が認められていたかは判例が見つからなかったため、不明である。そこで、本稿では、特に明記しない限り、不可抗力による免責を認めるものに限定せず、広く宿泊事業者に懈怠（fault あるいは default）がないにもかかわらず、宿泊客の財産の紛失、損傷、盗難等について責任を負わせる制度を厳格責任と呼ぶことにする。

3) 厳格責任の例外として不可抗力（act of God）、大規模な戦争（外敵の行為；Queen's enemies）等が挙げられる（前掲注 2）参照のこと）

4) 廣瀬久和「レセプトゥム（receptum）責任の現代的展開を求めて（1）- 場屋（特に旅店）営業主の責任を中心に -」上智法学論集、21 卷 1 号（1977）78 頁

5) 1956 年ホテル経営者法（Hotel Proprietors Act 1956）2 条 1 項、ドイツ民法 701 条、フランス民法 1952 条。

とが証明されない限り、損害賠償責任を免れることができないとしている（ただし、寄託の有無が賠償額の制限に影響することは認められている）。このように諸外国の立法例と比較すると、わが国の商法は、寄託を受けていない宿泊客の財産について宿泊事業者、若しくはその使用人の不注意が立証されるまでは賠償責任を負わなくても良いとされている点で、責任が軽減されているようにも思えるのである。

たしかに、わが国の商法が、責任の主体を他国のように宿泊事業者に限定せず、広く場屋営業者（同法第502条7号）を対象としていることから、他国の立法例と同列に論じることができない。なぜなら、商法のように主体を宿泊事業者に限定せず、場屋営業者一般に対して、寄託の有無に関わらない責任を認めると、営業主体によっては、過重な負担を課してしまう危険性があるからである。すなわち、場屋営業者にあたる者としては、例示されている「旅店、飲食店、浴場」等のほか、映画館、演劇場、パチンコ屋、マージャン屋等も含むとするのが通説であり⁶⁾、これらの業種の中には、客の財産の盗難等の被害による損失を利用料や価格等に転嫁してリスクを避けることができない業者も含まれている。このような業種をも念頭において、寄託の有無により法的取り扱いに差異を設け、妥当な解決を図ろうと考えたとすれば、現行商法の規定にも合理性を認めることができるのである。

しかし、賠償責任の主体を宿泊事業者に限定して考えるならば、諸外国の立法例のように、宿泊事業者に対して、宿泊客が寄託をしたか否かを問わず、厳格責任を課している国が多い点を考慮すると、現行商法の規定は、寄託されていない物品の紛失等に関する宿泊事業者の責任としては、むしろ軽すぎるのではないだろうかとの疑問すら生じてくるのである。

（3）もっとも、他国との比較のみで、寄託を受けていない宿泊客の財産の紛失等について宿泊事業者は無過失責任を課すべきとの結論を出すことはできない。わが国の場屋営業者の責任に関する規定（同法第594条第1項）は、ロー

6) 大隅・前掲注1) 167頁、平出・前掲注1) 613頁、坂口・前掲注1) 327頁、岸田・前掲注1) 298頁、近藤・前掲注1) 241頁等。

マ法のレセプトゥム責任⁷⁾に由来するといわれるが⁸⁾、ローマ法が通用していた当時と現代とでは、旅行の形態、治安の状況など様々な点において社会状況が大きく異なっている⁹⁾。そもそも、社会状況が大きく異なった現代において、寄託を受けた物品についてですら、宿泊事業者になお無過失責任を課す合理性があるかどうかの問題となり得る。ましてや、寄託を受けていない物品についても無過失責任を認めることは、なおさら合理性が問われる必要がある。

(4) 本稿は、寄託を受けていない宿泊客の財産の紛失等に対する宿泊事業者の責任のあり方とともに、寄託を受けた財産に関して厳格責任を認める合理性の有無－仮に寄託の有無に係らず厳格責任を認めるとしても、賠償の上限額において差を設けるべきかについても含む－について検討するうえで示唆を得るべく、ローマ法の影響を色濃く受けている大陸法(フランス、ドイツ等)と相克をなす英米法に目を向け、とくにイギリスにおける宿泊事業者の責任を研究するものである。イギリス法の特色は、宿泊客(guest)の財産が、紛失、損傷、盗難に遭った場合、寄託の有無を問わずに、たとえ宿泊事業者に懈怠(default)が認められないときであっても、宿泊事業者が責任を負う点にある。本稿では、この厳格責任の起源にあたる14世紀のイギリスの諸判決を検討することにより、わが国の宿泊事業者の法的責任のあり方について考える端緒としたい。

(5) イギリスを研究対象とした理由は以下の三点である。第一に、イギリスの宿泊事業者¹⁰⁾には、古くから厳格責任が課されてきた。その起源は、

- 7) 物品運送の運送人・場屋の主人などが受け取った運送品・財産の滅失・毀損について、その受領(receptum)の事実だけにより、法律上当然に結果責任を負わせることをいう(松波仁一郎『改正日本商行為法』1006頁〔有斐閣書房・1913〕、米谷・前掲注1)442-443頁、小町谷・前掲注1)421-422頁、大隅・前掲注1)167頁、西原・前掲注1)412頁、平出・前掲注1)615頁、坂口・前掲注1)328頁、田邊・前掲注1)332頁、近藤・前掲注1)241頁等)。
- 8) 加藤正治「羅馬ノ『レセプトゥム』責任ノ法理ト後世ヘノ影響」『海法研究第2巻』317-321頁(有斐閣・1916)、松本丞治「不可抗力の意義」『商法解釈の諸問題』346-348頁(有斐閣・1955)、烏賀陽然良「場屋主人ノ責任ノ沿革ト其基本」『商法研究1巻』180-186頁(有斐閣・1936)等。
- 9) ローマ法において旅店の主人等にこのような絶対責任を負わせていた理由は、これらの者が盗賊と共謀して客の携帯を横領する等の不正行為が頻繁に行われていたため、客を保護する必要性があったことによる(松波・前掲注7)1006頁、烏賀陽・前掲注8)180-184頁、小町谷・前掲注1)421-422頁、平出・前掲注1)616頁、坂口・前掲注1)328頁、田邊・前掲注1)332頁等)。
- 10) 本稿では、14世紀およびそれ以前の宿泊施設を対象に論を進める。14世紀以前の資

本稿で検討する 1368 年 Rex and Thomas of Navenby v. Walter Lassels of Huntingdon and William of Staunford 事件¹¹⁾ (以下 Navenby 事件と表記する) にまで遡ることができる。この点、イギリスはローマ帝国に統治されていた時代もあるため (紀元後 43 年～410 年までの約 370 年間)、宿泊事業者の責任もローマ法の影響を受けていた可能性を完全に否定することはできない¹²⁾。しかし、前述の Navenby 事件判決は、ローマ帝国がブリタニアの統治を放棄¹³⁾ してから約 950 年を経た判決であることからすると、ローマ法の影響は少ないとも思える。現時点ではローマ法の影響の有無および程度について、現存する資料からは明らかではない。ただ、法体系を異にするイギリスにおいても、厳格責任が確立しているという事実は、レセプトゥム責任とは異なる根拠により、厳格責任が基礎づけられている可能性がある。第二に、わが国では場屋営業者の責任とレセプトゥム責任との関係について、古くから多くの先行研究が積み重ねられている¹⁴⁾。これに対して、イギリスの宿泊事業者の責任につい

料では、旅館営業者のことを Innkeeper とは表現せず、Herbergeour, Hostellers, Innholder 等と表現することもあった。同様に Inn という宿泊施設も、hostel と表現されていることに注意すべきである。もっとも、15 世紀以降になるとその後の文献資料では、これらの呼称は徐々に用いられなくなり、Innkeeper が一般に用いられるようになった (McBain, *supra* note 78, pp.90-91 等)。そこで本稿では、14 世紀当時の宿泊事業者について論じるとき、引用する場合を除いて、特に断りのない限り、hostler, innkeeper を「旅館営業者」と訳す。

- 11) Yearbook, Y.B. 42 Ass., fol. 260b, pl. 17, translated in Coram Rege Roll, No. 428 (1367) m. 73., in 6 Select Cases in the Court of King's Bench pp.152-154 (G.O. Sayles ed., Selden Soc'y No. 82, 1965), J.H. Baker & S.F.C. Milsom, *Sources of English Legal History: Private Law to 1750* 2nd.ed, pp.603-604 (2010), A.K.R. Kiralfy, *A Source Book of English Law*, pp.202-204 (1957). 本判決は、Yearbook を原典とする。Yearbook の原本としては、Boston University Legal History : The Year Books にある PDF 資料を使用した (<http://www.bu.edu/phpbin/lawyearbooks/display.php?id=13944> 2014 年 12 月 9 日最終閲覧)。
- 12) 本稿では、イギリスの旅館営業者の責任とローマ法の関係について、本文において必要な範囲で触れるが、両者の関係を論じることが目的でないことを予め断っておく。
- 13) ローマがブリタニアから撤退したのは、西ローマ帝国皇帝ホリノウスが、410 年に諸都市に自衛を命じ、ブリテン島の防衛を放棄した時点とされる (青山吉信編『世界歴史体系 イギリス史 1 - 先史～中世』58-63 頁 [青山吉信] [山川出版社・1991], 川北稔編『新版イギリス史』25 頁 [山川出版社・1998] 等)。その後、ノルマン征服 (1066) の 11 世紀まで公的文書は残っていないため、ローマ法の影響を知ることは困難である。
- 14) 加藤・前掲注 8) 317-321 頁, 烏賀陽・前掲注 8) 180-186 頁, 松本・前掲注 8) 346-348 頁, 廣瀬久和「レセプトゥム (receptum) 責任の現代的展開を求めて (1) ～ (4) - 場屋 (特に旅店) 営業主の責任を中心に -」上智法学論集, 21 卷 1 号, 2・3 号, 23 卷 3 号, 26 卷 1 号, 1977～1983) 等を挙げることができる。

ては、まだ十分に検討されていないように思われる。本稿で紹介する 1368 年の Navenby 事件は、これまでのわが国の先行研究においても、その事件名、あるいは判決時期（14 世紀、1368 年）について指摘されていた¹⁵⁾。しかし、Navenby 事件の内容、さらに当時の社会的背景等¹⁶⁾を含めて紹介するものは現時点では、見当たらないのである。第三に、厳格責任は、王国の一般的慣習法（the law and custom of the realm）に基づく責任とされる。その起源とされる Navenby 事件は、旅館営業者（innkeeper）に寄託されることなく、旅館（inn）内に持ち込まれた宿泊客の財産の盗難が問題となった事案である。このようにイギリスの厳格責任の判例法理は、当初から、宿泊客から寄託を受けない財産の紛失、盗難等に関する事例を中心に発展してきた点に特徴がある。

2 日本の国家政策との関係について

イギリスにおける旅館事業者の責任を研究することは、観光立国宣言・MICE¹⁷⁾の開催・誘致の推進活動等、一連の観光を中心とした国家政策を押し進めていく上で重要な意義を有すると考える。国際的な人的移動を伴う観光産業において、宿泊産業は旅行者・商用目的での滞在者等の生命・身体・財産を預かる重要な場として位置づけることができる。2020 年に開催することが決定した夏季東京オリンピックにより、今後、訪日外国人も増加することが予想される。MICE に代表されるように外国からの会議、イベントを誘致する上で、他国の法制度を理解することは、契約締結時の合意条項作成に影響を与えるのみならず、盗難事故が起きた際の対応にも影響を与えるものと思われる。また、2013 年に訪日外客数が 1000 万人を突破したことに伴い、政府は、法日外客数

15) 津野利弘「(研究ノート) 客の財産の損失に対するホテル業者の責任」国際商科大学論叢 4 巻 103 頁(1970)、津野利弘「イギリスホテル経営者法とドイツ民法 701～702 条の a」国際商科大学論叢 5 巻 39 頁(1971)、幡新大実『イギリス債権法』104 頁、156 頁注 49（東信堂・2010）等を参照。

16) 高柳賢三「外国法研究の意義」『日本諸学振興委員会研究報告第 7 - 11 篇 [第 7 巻]』263-271 頁（内閣印刷局・1940）

17) 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字である。

を夏季東京オリンピックの開催される2020年には年2000万人、2030年には年3000万人へと増やすことを目標に掲げている。このような事情のもと、海外からの宿泊者が増加することに伴い、法文化の違いを背景とするトラブルが増加する可能性も高くなる。さらに宿泊産業が国際競争力をつけるためには、常に他国との比較が必要である。日本国内を市場としつつも、宿泊客は日本国民のみならず、外国人も多く含まれている。従って、法制度の側面から比較することは宿泊産業の発展にとって、重要な意味があると考えられる。

3 ヨーロッパの動向について

近年、ヨーロッパでは国境を超えて経済的な繋がりが強化されている。宿泊産業についてみると、1962年12月17日にホテル経営者の責任として、ヨーロッパ会議 (Council of Europe)¹⁸⁾ において、「宿泊客の財産に対するホテル経営者の責任に関する欧州評議会協定 (1962年)¹⁹⁾」(Convention on the Liability of Hotel-keepers concerning the Property of their Guests. Paris, 17.12.1962. [European Treaty Series No. 41]) が採択されたことを挙げることができる (同会議には、大陸法系の国々と英米法系の国々 [ドイツ・フランス、イタリア、イギリスなど] が加盟している²⁰⁾)。

この協定を批准したドイツ・フランス等の加盟国は、宿泊客の財産について生じた損害に対する宿泊事業者の賠償責任に関する国内法を改正し、基準の統一化を図っている²¹⁾。本協定の成立に際しては、イギリスの法律 (Hotel Proprietors Act, 1956) が、参考にされている²²⁾。従って、同法が制定される

18) 1949年5月5日に成立した協力機構である。その任務は、加盟国共通の遺産である理想と原則を保護・促進するために密接に協力し、その経済的・社会的進歩を図ることにある (山田晟『ドイツ法律用語辞典』128頁 [大学書林・1981] を参照)。

19) 本協定に関する加盟国、条文等は、ヨーロッパ評議会のホームページを参照のこと (<<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/QueVoulezVous.asp?CL=ENG&CM=1&NT=041> 最終閲覧 2014年12月9日)

20) その他の署名国、批准国の一覧については、“Chart of signatures and ratifications”を参照のこと (<<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=041&CM=1&DF=&CL=ENG>)

21) ドイツ民法701条～703条(1966年3月24日法律)、フランス民法1952条～1954条(1973年12月24日法律)等

22) Parliamentary Assembly Assemblée parlementaire ; Draft European Convention regarding the liability of innkeepers for loss of or injury to goods brought to inns by

に至るまでの背景を理解する基礎資料として、本稿は意義があると考えられる。宿泊事業者の責任について、EU 圏内で統一を模索する動きは現在も継続している。1978年には、私法の国際的統一を目的とする組織であるユニドロワ（Institute for the Unification of Private Law）から、ホテル経営者の契約に関するユニドロワ条約草案²³⁾が提出されている。さらに現在は、EU 統一法制定に向けて、2007年に欧州私法共同ネットワーク（Study Group on a European Civil Code）は、欧州委員会に「共通参照枠組み」の草案（Draft Common Frame of Reference（DCFR））を提出している。そしてこの草案にもホテル経営者の責任が規定されている（IV .C.-5 : 110 : Liability of the hotel-keeper）。このようにヨーロッパだけを見ても宿泊事業者の責任は、現在も宿泊産業にとって重要な問題と認識されているといえる。

4 商行為法WG報告書、債権法改正等の動きについて

わが国では、現在、商行為法ワーキンググループ²⁴⁾（以下、商行為法WGと表記する）および民法（債権関係）改正の検討がなされている。

（一）商行為法WGとは、民法（債権法）改正検討委員会が想定している改正が実現した場合、商行為法の規定はどのような調整をする必要があるかを検討するグループをいう。同グループの報告書によると、現行商法における場屋営業者の責任は、「場屋営業者（旅店、飲食店、浴場など）の寄託責任に関する現行規定（商法第594～596条）は、『客の来集を目的とする場屋における取引』を広く対象」としており、「宿泊契約等に対象を限定する諸外国に共通した立法例と比較するとかなり特異な規律であり、通常の寄託と異なる責任を

guests Doc. 585 29 November 1956, Appendix 2 APENDIX B, p.8

23) 本草案は、まだ実現していない。草案の翻訳については、民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（19） - 法務省民法（債権関係）部会資料47、別紙比較法資料35-36頁を参照（<http://www.moj.go.jp/content/000102677.pdf> 最終閲覧 2014年12月9日）。

24) メンバーは、山下友信（東京大学）、洲崎博史（京都大学）、藤田友敬（東京大学）、後藤元（学習院大学）である（所属は検討会当時のものである）。商行為法WG設置の経緯は、民法（債権法）改正検討委員会・全体会議（第4回）議事録2-4頁を参照（<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/shingiroku/gjjiroku004.pdf> 最終閲覧 2014年12月9日）。

そのままの形で維持することには、合理性が認められない」ことが指摘されている。その上で、同報告書は、「対象を宿泊契約に限定した上で、その責任内容の合理化ないし整序をはかる」ことを提案している²⁵⁾。

(二) 債権法改正提案要旨²⁶⁾では、「場屋営業者(旅店、飲食店、浴場など)の寄託責任(商594～596条)に関する現行規定は、対象を宿泊契約等に限定する諸外国に共通した立法例と比較すると異例な規律であり、このように対象を広くしたままの形で厳格責任を維持することには、あまり合理性が認められない。そこで、本提案は、対象となる責任主体を宿泊役務提供者に限定した上で、その責任内容の合理化ないし整序を図る」と報告され、宿泊客がその施設内に持ち込んだ物について甲乙案に分けて検討を行っている²⁷⁾。

いずれの動きについても、現行法上の場屋営業者の責任を宿泊事業者に限定した上で、新たに立法措置を講じる必要がある点で共通していると言えよう。その後、平成25年3月の中間試案では検討課題から外れたものの、今後も商法等での検討課題となる可能性は高く、依然として重要な問題といえる。

25) 商行為法 WG 報告書は、「ヨーロッパでは、適用範囲を旅店営業に限定する一方で、寄託の有無を問わず客の携行品一般について旅店営業主に無過失責任(ただし、責任限度額あり)を負わせるという法制が条約を通じて統一的に採用されている」ことを指摘したうえで、「客が寄託しない携行品について場屋営業主に過失責任を負わせるにすぎないわが国の法制が合理的であるかどうかについては、後述するように十分に検討する必要があるが、仮にこのような法制が旅店営業に関しては合理的ではないとしても、現行法制を廃止して旅店営業のみを規律するヨーロッパ流の法制に移行すべきか、それとも、場屋営業一般については現行法制を維持した上で旅店営業についてのみヨーロッパ流の特則を設けるべきかについて、慎重に検討する必要がある」と述べている。そして、少なくとも「場屋営業一般について、客が寄託しない携行品についてまで場屋営業主に無過失責任を負わせるという選択肢は現実的ではないであろう」との見方を示している(商行為法 WG 報告書第594条～第596条前注)。

26) 2006年10月に設立されて活動を開始した民法(債権法)改正検討委員会が、約二年半(2009年3月末まで)にわたる検討の成果として取りまとめたものを「債権法改正の基本方針」および「提案要旨」と呼ぶ。「基本方針」とは、「改正民法の条文そのものを作ったわけではなくて、条文の一手手前のもの」であるためつけられた名称である。基本方針の条文に対応する部分は「提案」、提案理由の要旨を「提案要旨」と呼ぶ(内田貴、2009年6月13日、講演会「債権法改正の課題」(http://www.j-wba.com/images2/activities_090613_uchida.pdf 2頁、最終閲覧 2014年12月9日))。

27) 甲乙両法案の詳細については、民法(債権法)改正検討委員会編・「詳解・債権法改正の基本方針V 各種の契約(2)」231-242頁(商事法務・2009)、[3.2.11.19](宿泊契約に伴う寄託等に関する宿泊役務提供者の責任)を参照。

5 まとめ

以上に述べた理由から、わが国における宿泊事業者の責任のあり方を検討する上で有益な示唆を得るために、本稿ではイギリスにおける宿泊事業者の厳格責任について、その起源に遡って考えてみるものとする。判例法の国であるイギリスにおいて、その起源となる判例の意義を明らかにすることは、宿泊事業者の法的責任が発展していく過程を分析する上で重要な視点を得ることができると考えるからである²⁸⁾。

二 先行研究の紹介

1 日本における先行研究

イギリスにおける宿泊事業者の責任について、これを直接の主題として取り上げて、論じる先行研究の数は少ないが、主な先行研究として、以下の四つの論文を挙げることができる。

第一は、津野利弘「(研究ノート) 客の財産の損失に対するホテル業者の責任」(1970)である²⁹⁾。同論文は、ホテル業者の責任について、比較法的視点から、イギリス・アメリカ合衆国の制度を紹介するものである。ここでは、これまでの学説が場屋営業者の厳格責任を「伝統的なローマの『レセプツム』の責任の偶然的な残留にすぎず、とくに、この場合に限り、このような重い責任を要請せねばならない合理的理由がある³⁰⁾」と考えてこなかったために、商法第594条1項を任意規定と解することによって厳格責任の軽減を図ろうとしてきたと指摘する。その上で、「今日、場屋営業者に厳格責任を要請する合理的根拠が存するか、商法第595条第1項を任意規定と解することに疑いを入れる余地は全く存しないか」との問題意識を持ちながら論旨を展開するものである。津野はこの問題を検証するために、イギリス法を取り上げている。ここでは、イギリスのホテル営業がPublic Calling（公共的事業）としての地位にあり、職業

28) 大木雅夫『比較法講義』135-138頁、150-153頁、259-261頁（東京大学出版会・1992）。

29) 津野・前掲注15)「研究ノート」100-105頁を参照。

30) 石井照久「企業者の契約責任の動向」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究』下巻、41頁（有斐閣・1965）

の公的性質から場屋営業者に厳格責任が課されてきたと指摘する。同論文では、宿泊事業者が公的性質を有していることの根拠として、ホテルの性質と社会的機能を明確にした *Thompson v. Lacy* 事件 (1820)³¹⁾ と *Rex v. Ivens* 事件 (1835)³²⁾ を紹介している。また、同論文では、1863年旅館営業者責任法³³⁾ と 1956年ホテル営業者法³⁴⁾ についても触れている (両法の概要については、第一章 第二節で論じる)。

第二は、津野利弘「イギリスホテル営業者法とドイツ民法 701～702条の a」(1971)である³⁵⁾。同論文は、イギリスにおける 1956年ホテル営業者法とドイツ民法 701条～702 a条を紹介するものである。1962年 12月 17日にヨーロッパ会議で「宿泊客の財産についてのホテル営業者の責任に関する協定」が締結され、これに伴い、1966年 3月 24日にドイツ (当時は西ドイツであった) が民法を改正している。同論文はこの動きに注目し、ドイツ民法の改正内容を紹介するものである。そして、ドイツ法との比較をするためにイギリスの 1956年ホテル営業者法にも触れている。論者は、イギリスにおけるホテル営業は、Public Calling の典型であり、その責任が custom of realm に基づくものであることを紹介する際、本稿で紹介する *Navenby* 事件³⁶⁾ について触れている。

第三は、廣瀬久和「レセプトゥーム (receptum) 責任の現代的展開を求めて (1)～(4) - 場屋 (特に旅店) 営業者の責任を中心に -」(1977～1983)³⁷⁾ である。同論文は、現行商法上の場屋営業者の責任規定について、その成立と変遷を詳細に分析するものである。ここでは第一章 (3) 「ヨーロッパの動向」³⁸⁾ において、宿泊客の持込物品に関するホテル営業者の責任に関する法的規制を統

31) *R. v. Ivens*, 173 E.R.94, (1835) 7 Carrington and Payne 213

32) *Thompson v. Lacy*, 106 E.R.667, (1820) 3 Barnewall and Alderson 283

33) *The Statutes, Passed In The Session 1863* 26&27 VICTORIA, p.15 CAP.XLI.

34) *Legislation.gov.uk* を参照 (http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/4-5/62/contents 最終閲覧 2014年 12月 9日)

35) 津野・前掲注 15) 「イギリスホテル営業者」 39-45 頁を参照。

36) 本論文では「*Naven v. Lassels* (1363)」と引用されているが (39頁注 4), 内容からすると、*Navenby* 事件 (*Navenby v. Lassels* (1368)) のことと思われる。

37) 廣瀬・前掲注 4) を参照。

38) 廣瀬・前掲注 4) 81-88 頁を参照。

一しようとする動きの一環として、イギリスの1956年ホテル経営者法に触れている。イギリスの宿泊事業者の責任に関する起源に関しては、Navenby事件それ自体には触れていない。しかし、14世紀以降、王国の慣習として客の所持品の紛失について、旅店主の中でも公共旅館（common inn）の主人に限って厳格責任が課されていたことの指摘がなされている³⁹⁾。

第四は、須永醇「ホテル・旅館宿泊契約の一側面—旅客の携帯品の安全に対するホテル・旅館経営者の法的責任—」（有斐閣・1984）⁴⁰⁾である。同論文は、宿泊客の財産の安全に対するホテル・旅館経営者の法的責任についてドイツ法とフランス法を紹介した論文である。ここでは、1962年12月17日の「宿泊客の財産に対するホテル経営者の責任に関する欧州評議会協定」にも言及しており、ドイツ法、フランス法それぞれについて、同協定締結による法改正の前後を詳細に比較しながら論じており、1962年の協定がドイツとフランスに与えた影響を知ることができる。

以上を日本の先行研究として挙げることができる。これらの先行研究では、イギリスの宿泊事業者の厳格責任に関して、その起源について言及しているものもある。しかし、厳格責任の起源とされるNavenby事件の内容およびその時代背景との関係についてまで論じるものではなく、その後の研究でも起源にまで遡って論じるものは存在しない。

2 英米における先行研究

海外、とくに英米においては、宿泊事業自体がホテル産業として確立しており、研究者、実務家双方の関心も高いことから、数多くの論文が存在する。しかし、宿泊事業者の責任を、その起源にまで遡って論ずる文献は多くはない。代表的な研究として以下のものを挙げるることができる。

39) 廣瀬・前掲注4) 95頁を参照。

40) 須永醇「ホテル・旅館宿泊契約の一側面—旅客の財産の安全に対するホテル・旅館経営者の法的責任—」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法大系第7巻』135-152頁〔有斐閣・1984〕、『須永醇民法論集』121-143頁所収〔酒井書店・2010〕。なお、『須永醇民法論集』では、その後の社会状況の変化に合わせて記述が補訂されていることから、本稿では、同書を引用するものとする。

旅館営業者 (innkeeper) の責任をその時代背景である 14 世紀の黒死病との関連で論じたパーマー (R.C.Palmer) の研究⁴¹⁾ (1993) にはじまり、公共的な職業 (Public Calling) の発展における典型事例として旅館営業者を例示しながら、厳格責任について言及したボーゲン (D.S.Bogen) の論文⁴²⁾ (1996)、そして、現代における宿泊事業者の厳格責任の合理性について問題点を指摘し、これを放棄すべきとするマクベイン (G.McBain) の論文⁴³⁾ (2006)、さらに宿泊事業者の厳格責任の起源である 14 世紀当時に出版された旅館営業者を主人公とする「カンタベリー物語 (The Canterbury Tales)」の著者、ジェフリー・チョーサー (Geoffrey Chaucer [1343 頃 - 1400]) の法的素養について検証した上で、旅館営業者の責任の起源について論究したジョナサン (F.B.Jonassen) の論文⁴⁴⁾ (2009) を挙げることができる。本稿は、これらの先行研究に多大な影響を受けている。

三 本研究の狙い

1 はじめに

わが国の宿泊事業者の責任についてどのような規整をすべきかは、比較法的な視点と、わが国の宿泊産業の実態に照らしたうえで慎重に決定されなければならない。

この問題を考えるための前提として、本稿では、イギリスの宿泊事業者の責任をその起源にまで遡って検討していくこととする。検討に際しては、(1) 宿泊事業者に対して厳格責任を課すことに合理性があるかという問題と、(2) 合理性を肯定できた場合、その効果として賠償範囲を完全賠償とするか、それとも制限賠償とするかという問題は、区別して考察するものとする。このよう

41) Robert C. Palmer, *English Law in the Age of the Black Death, 1348-1381: A Transformation of Governance and Law*, pp. 252-267 (1993)

42) David S. Bogen, *The Innkeeper's Tale: the Legal Development of a Public Calling*, pp.51-92, *Utah L.Rev.*51 (1996)

43) Graham McBain, *Abolishing the Strict Liability of Hotelkeepers*, pp.705-755, *J.B.L.*(2006)

44) Frederick B.Jonassen, *The Law and The Host of The Canterbury Tales*, pp.52-109, *43 J.Marshall. L.Rev.*51 (2009)

に分けて考えることは、他国の立法との比較を容易にし、わが国の宿泊事業者の責任について考えるうえで有益と思われるからである。

2 本稿の意義

本稿で先行研究に付け加えることができるものとしては、以下の3点である。第一に、イギリスにおける宿泊事業者の厳格責任の起源となった Navenby 事件について、その事案および意義を紹介すること、第二に、Navenby 事件以後の判例を紹介することにより、旅館営業者の厳格責任がその後の判例（14世紀に限定する）にどのような影響を与えたかについて紹介すること、第三に、14世紀当時の旅館営業者が果たしてきた社会的役割、旅館（inn）の社会的機能等といった社会背景にも言及することにより、旅館営業者の厳格責任と当時の社会状況との関係についても明らかにすることである。

第二節 宿泊客の財産の紛失・盗難・損傷等に対する宿泊事業者の責任

一 日本の制度概観⁴⁵⁾

ここでは、わが国の宿泊事業者の責任について概観するものとする。宿泊客の財産が紛失・盗難・損傷等に遭った場合、宿泊事業者には商法が適用される（商法第594条～596条）。その責任は場屋営業者の責任の一類型であり、とくに宿泊事業者のみを対象としたものではない。商法は宿泊事業者が、宿泊客から財産の寄託を受けたか否かによって、その責任を区別している。すなわち、寄託を受けた財産が滅失または毀損した場合には、それが不可抗力によって生じたことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができない（商法第594条1項）。ここに「不可抗力」とは、「特定の事業の外部から生じた出来事で、通常必要と認められる予防方法を尽くしても防止することができない危害」というと解するのが通説である⁴⁶⁾。この責任は、有償・無償を問わず、場屋営業

45) 加藤一郎・鈴木祿弥編『注釈民法（17）』445-448頁〔幾代通・平田春二〕（有斐閣・1969）、平出・前掲注1）602-608頁等を参照。

46) 米谷・前掲注1）443-444頁、大隅・前掲注1）168頁、西原・前掲注1）412頁、坂口・前掲注1）328-329頁、岸田・前掲注1）300頁、平出・前掲注1）615-616頁、田邊・前掲注1）332-333頁、近藤・前掲注1）241-242頁等。なお、松波は客観説をとる〔松波・

者に対して課される。この責任は、厳格責任と呼ばれ、ローマ法のレセプトウム責任を沿革とするものである。これに対して、宿泊客から寄託を受けなかった財産であっても、場屋営業者またはその使用人の不注意によって、滅失または毀損したときには、宿泊事業者は損害賠償の責任を負う（同法第 594 条第 2 項）。「不注意」とは、過失のことで、必要な注意義務の程度は、善良な管理者の注意義務をいうと解されており、かかる注意義務を尽くさなかったことは客の側で立証しなければならない⁴⁷⁾。なお、宿泊事業者が責任の免除、軽減を一方的に告知してもその効力は生じない（同法第 594 条 3 項）。しかし、これらの宿泊事業者の責任は任意規定であるから、宿泊事業者が宿泊客との間で締結した責任を軽減する特約は有効である。

二 諸外国の制度概観

1 宿泊客の財産に対するホテル経営者の責任に関する欧州評議会協定 (1962年)⁴⁸⁾

宿泊客の財産に対するホテル経営者の責任に関する欧州評議会協定について同協定の本文は欧州評議会参加国の合意内容を規定しており、法案の内容は付属文書に規定されている。そこで、以下、付属文書について概要を述べる。

(一) 賠償責任の有無については以下の通りである。ホテル経営者 (hotel-keeper) は、当該ホテルの宿泊客によってホテルに持ち込まれた財産 (property) のあらゆる損害 (damage)、破壊 (destruction)、もしくは損失 (loss) に対して責任を負う (1 条 1 項)。財産が、ホテルに持ち込まれたとみなされるのは、以下の時間的・場所的要件を備えた場合である (同条 2 項)。時間的な要件は、宿泊客が施設を利用している間およびその前後の合理的な期間内であることを要する。場所的な要件は、当該ホテルに存在する場合、あるいはホテルの外で

前掲注 7) 1007-1008 頁]。

47) 松波・前掲注 7) 1010-1018 頁、小町谷・前掲注 1) 425 頁、大隅・前掲注 1) 168 頁、西原・前掲注 1) 413 頁、平出・前掲注 1) 618 頁、坂口・前掲注 1) 329 頁、岸田・前掲注 1) 302 頁、田邊・前掲注 1) 334-335 頁を参照のこと。

48) 本法の内容は、前掲注 23) 33-35 頁 <<http://www.moj.go.jp/content/000102677.pdf>> 最終閲覧 2014 年 12 月 9 日 > の翻訳を参照して記述したものである。

あってもホテル経営者が責任を負う者が管理を引き受けた財産であれば、ホテルに持ち込まれたものとみなされる。

賠償責任の例外として、ホテル経営者が免責される場合が規定されている（3条）。ホテル経営者が免責されるのは、損害、破壊、損失が、①宿泊客（guest）、その同伴者（person accompanying him）、その使用人（employment）、またはその訪問者（person visiting him）に起因して発生した場合、②予測不可能で抵抗不可能な天災（unforeseeable and irresistible act of nature）または戦争行為（act of war）によって発生した場合、および、③当該物品の性質（nature of the article）に起因して発生した場合である。

（二）賠償額の制限については、以下の通りである。ホテル経営者が賠償責任を負う範囲は、3,000金フランが限度とされており（同条3項）、金フランの内容についても規定されている（同条4項）。

もっとも、以下の三つの場合には賠償額が制限されるという利益を享受できない。第一に、損害等がホテル経営者側の故意行為または不作為もしくは過失によって発生した場合（4条）、第二に、当該財産がホテル経営者に預けられた場合（2条1項a）、第三に、ホテル経営者が保管のために受領が義務付けられている財産の受領を拒絶した場合（2条1項b）である。保管のために受領を義務付けられている対象物は、証券、金銭および高価な物品（article）である。もっとも、一定の場合には受領義務を免れることができる（同条2項）。

（三）その他、本稿に関連する規定としては、以下のものがある。

宿泊客は、損害、破壊、または損失を発見した場合、不当に遅滞すること（undue delay）なく、ホテル経営者に届け出なければならず、それを怠ったときには賠償責任を追及することができない（5条）。ホテル経営者が事前にその責任を除外（exclude）または制限（diminish）することを目的とした通知（notice）または合意（agreement）をしても無効（null and void）である（6条）。

2 ドイツ法について

宿泊事業者（Gastwirt）の責任について、ドイツでは民法（以下、BGB）701条～704条に規定されている。現在の条文は、ドイツが前述のヨーロッパ

会議で締結された「宿泊客の財産についてのホテル経営者の責任に関する協定」を批准したことを契機に、1966年3月24日法 (BGBl I, S.181) として改正されたものである⁴⁹⁾。以下、規定の概要について紹介する。

(一) 賠償責任の有無については以下の通りである。宿泊事業者は宿泊業を営む上で受け入れた客が「持ち込んだ物」の紛失、滅失または毀損によって被った損害について責任を負う (BGB701条1項)。どのような場合に財産がホテルに持ち込まれたとみなされるかについては、時間的・場所的要件が規定されている (BGB 701条2項)。もっとも、紛失、滅失または毀損が、①客、客の同伴者もしくは客と同時に受け入れられた者によって引き起こされた場合、または、②物の性質もしくは不可抗力による場合には賠償義務は生じない (BGB 701条3項)。

(二) 賠償額の制限については、「1日当たりの宿泊代金の100倍相当の金額を上限」として制限が設けられている。賠償の対象とされる物は、金銭 (Geld)、有価証券 (Wertpapiere)、および貴重品等の高価品 (Kostbarkeiten) とそれ以外の物で区別されており、それぞれにつき上限額が定められている (BGB 702条1項)。すなわち、宿泊事業者が賠償責任を負うのは、金銭、有価証券、高価品については、600ユーロ以上、800ユーロ以下の範囲内で一泊の宿泊料の100倍相当額までである。これに対して、それ以外の物については、600ユーロ以上、3500ユーロ以下の範囲内で一泊の宿泊料の100倍相当額までである。金銭等の高価品については賠償額が低く設定されているのが特徴である。

ただし、宿泊事業者は、①紛失、滅失または毀損が、宿泊事業者またはその従業員の責に帰せられるとき (BGB 702条2項1号)、②持ち込まれた物について、保管を引き受けていたとき (BGB 702条2項2号前段)、または、③宿泊事業者が保管義務の定め反して保管の引き受けを拒絶したとき (BGB

49) 本法の内容は、前掲注23) 46頁 (<<http://www.moj.go.jp/content/000102677.pdf> 最終閲覧2014年12月9日)の翻訳を参照して記述したものである。なお、「宿泊客の財産についてのホテル経営者の責任に関する協定」の批准前後のドイツ民法の宿泊事業者に関する規定の比較については、須永・前掲注40)『須永醇民法論集』125-131頁に詳しく紹介されている。また、1956年ホテル経営者法とドイツ民法との比較するものとして、津野・前掲注15) 39-45頁も参照。

702条2項後段)には、賠償額の制限による利益を受けることができない。宿泊事業者が保管義務を負う場合とは、金銭、有価証券、貴重品その他の高価品である。ただし、合理的な理由があれば拒むことができる(BGB 702条3項)。

(三) その他、本稿に関連する規定は以下の通りである。賠償責任の免除特約の効力について、宿泊事業者は、①紛失、滅失または毀損が、宿泊事業者もしくはその従業員の故意、重過失によって引き起こされた場合、または、②引受義務(BGB 702条3項)に反して宿泊事業者が保管の引き受けを拒絶した物を除いて、BGB 702条1項の規定する上限額を超える部分(貴重品は、800ユーロ、その他の物は3500ユーロ)に限り、あらかじめ免除特約を締結できる(BGB 702a条1項)。なお、この特約は、免除特約のみを独立して示した書面で締結しなければならない(BGB 702a条2項)。従って、チェック・イン時の記帳カードに併記されていたとしても免除特約の効力は生じないことになる。

3 フランス法について⁵⁰⁾

フランス法の宿泊事業者(aubergistes, hôteliers)の責任は、急迫寄託(dépôt nécessaire)⁵¹⁾における受寄者の責任として、民法(以下、CC)1952条～1954条に規定されている。現在の条文は、フランスが前述のヨーロッパ会議で締結された「宿泊客の財産についてのホテル経営者の責任に関する協定」を批准したことを契機に、1973年12月24日法(J.O. du 27 décembre 1973, p.13835; J.C.P.1974, III, 41159)として改正されたものである。以下、規定の概要について紹介する。

(一) 宿泊客がその施設に持ち込んだ衣類等の物件(以下、財産と表記する)

50) 本法の内容は、前掲注23)27頁<<http://www.moj.go.jp/content/000102677.pdf> 最終閲覧2014年12月9日)の翻訳を参照して記述したものである。なお、「宿泊客の財産についてのホテル経営者の責任に関する協定」の批准前後のフランス民法の宿泊事業者に関する規定の比較については、須永・前掲注40)131-137頁に詳しく紹介されている。

51) 急迫寄託とは、当事者が火災とか難破のように不可抗力の事故によって強制されて行かう寄託をいう。1952条は、宿泊客が旅館やホテル等に財産を持ち込む行為を急迫寄託と見なし、受寄者である宿泊事業者に通常の受寄者よりも重い責任を負わせた規定である(神戸大学外国法研究会/編『現代外国法典叢書 仏蘭西民法/V 財産取得法(4)』[川上太郎]31-32頁〔有斐閣・1956〕を参照)。

について旅館主 (aubergistes) またはホテル業者 (hôteliars) (以下、両者を併せて宿泊事業者と記す) は、受寄者としての責任を負うものとし、急迫寄託とみなして受寄者である宿泊事業者に通常の受寄者よりも重い責任を負わせている (CC 1952 条)。

(二) 賠償責任の有無については以下の通りである。どのような場合に宿泊事業者が賠償責任を負うかについては、宿泊客がその施設に持ち込んだ衣類、手荷物及びさまざまな物件の盗難または損害について責任を負うとする (CC 1952 条)。盗難または損害発生の原因が自己の従業者であるか、宿泊施設に出入りする第三者であるかは問わない (CC 1953 条 1 項)。

もつとも、宿泊事業者が、①盗難または損害が、不可抗力によって生じたこと、あるいは②損失が物の性質または瑕疵から生じたことを証明した場合には、賠償責任は免責される (CC 1954 条 1 項)。

(三) 賠償額の制限については以下の通りである。宿泊事業者が宿泊客に対して負担する損害賠償額は、一日分の宿泊料の 100 倍相当に限定され、それを下回る合意がなされても効力を有しない (CC 1953 条 3 項本文)。ドイツと異なり、高価品とそれ以外の物を区別していない。ただし、以下の 3 つの場合には賠償責任の額は無制限となる。それは、①宿泊事業者の手中に寄託された財産、あるいは②宿泊事業者が正当な理由なく、寄託を拒絶した財産について、盗難または毀損が発生した場合 (CC 1953 条 2 項)、および③宿泊事業者自身、もしくは宿泊事業者が責任を負うべき者の過失から盗難または毀損が発生したことを宿泊客が証明した場合である (CC 1953 条 3 項ただし書)。

第一章 イギリスにおける宿泊客の財産に対する旅館営業者の責任(概観)

第一節 宿泊客の財産に対する旅館営業者の責任 (概観)

これからイギリスの旅館営業者 (innkeeper) の厳格責任の起源を検討していくものとする。本節では、初めにイギリスにおける旅館営業者の厳格責任が

成立し、現在の法律が制定されるに至るまでの概略を示す。その上で、宿泊客の財産に対する宿泊事業者の責任を規定する法律について、その概略を紹介するものとする。

イギリスの宿泊事業者の厳格責任の起源は、Navenby 事件（1368）に求めることができる⁵²⁾。国王裁判所（King's Bench）では、これ以前にも宿泊客の財産の紛失、盗難等について、旅館営業者に対して、賠償責任を認めたものがあった⁵³⁾。しかし、それらの事件は、盗難について旅館営業者に懈怠（default, fault）が認められた事案であり、盗難について旅館営業者の懈怠⁵⁴⁾が認められなかった Navenby 事件とは事案を異にするものであった。同事件は旅館営業者に懈怠がない場合にも、旅館営業者に賠償責任を認めたことから宿泊事業者の厳格責任の起源とされている。国王裁判所は、旅館営業者の責任の根拠を王国の一般的慣習法（law and custom of the realm）に基づくものと判示している。王国の一般的慣習法とは、王国全体で行われてきた慣習をいう。これは、コモン・ロー（Common law）⁵⁵⁾と同義とされ⁵⁶⁾、現代に至るまで宿泊事業者の厳格責任を基礎づけるものである。

なお、Navenby 事件に先立つこと 22 年前（1345）、ロンドンの市長裁判所（Mayor's Court in London）の判決として William Beaubek v. John of Waltham 事件⁵⁷⁾があった。同事件は、旅館の使用人が宿泊客の荷物を盗んだ

52) J.H.Baker, *An Introduction to English Legal History*, 4th ed, Oxford University Press, 2005, pp.407-08.

53) John Gylour v. John Hosteler of Kentford (1365) である。Palmer, supra note 41, p.378 A19a 事案については、第二章 第三節 四 1 を参照。

54) Navenby 事件の原文（ロー・フレンチ）では、defectum となっている（Navenby v. Lassels, Coram Rege Roll, No. 428, m. 73 (1367), reprinted in 6 King's Bench, supra note 11, pp.152-153）。英文訳では、fault（Navenby v. Lassels, Y.B. 42 Ass., fol. 260b, pl.17 (1368), reprinted in Baker & Milsom, supra note 11, p.604）あるいは default（Palmer, supra note 41, p.378）の語が当てられている。

55) コモン・ローの意義は多義的に用いられるが、ここでは、中世以来国王のコモン・ロー裁判所（common-law court）が発展させてきた法分野の意味である（田中英夫『英米法総論上』67-72 頁〔東京大学出版会・1980〕）を参照。

56) 津野・前掲注 15) 「イギリスホテル経営者法」39 頁を参照。

57) Beaubek 事件に関する資料としては、Calendar of Plea and Memoranda Rolls of The City of London, a.d.1323-1364, 220-221, member.27 (A.H.Thomas ed., 1926) (<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=36659#s22> 最終閲覧 2014 年 12 月 9 日) 及び Palmer, supra note 41, p.377 A18b. を参照。

とされる事件で、Navenby 事件とは事案を異にするものである。しかし、①当時の国王裁判所はロンドンの市長裁判所をはじめとするその他の自治裁判所と比べて、圧倒的な地位を有するに至っていなかったこと、②商人間の慣習 (law merchant) が問題とされるケースにおいては、イギリス国内ではロンドンの慣習に従う傾向が強かったこと⁵⁸⁾、さらに③同事件は、その後、宿泊客の財産の盗難等が問題となったケースで旅館営業者を訴えるために用いられたトレスパス訴状 (Bill of Trespass)⁵⁹⁾ の原型となったと評価されている重要な事件である。そこで、同事件については本稿でもとくに取り上げて論ずるものとする。その後、多くの判例が出されるなか、厳格責任は堅持され続けてきた。

19 世紀に入ると、1863 年に旅館営業者責任法 (Innkeepers Liability Act, 1863)⁶⁰⁾ が制定された。同法のもとにおいても、宿泊事業者の厳格責任は維持されたが、賠償責任の範囲については、これまで全額賠償とされていたものが、一定の要件のもとで賠償責任額を制限できることになった (合計額で 30 ポンド)。その後、1956 年にホテル営業者法 (Hotel Proprietors Act, 1956)⁶¹⁾ が制定された。ここでは、1863 年旅館営業者責任法と異なり、賠償責任額の制限額が荷物 1 個について 50 ポンドへと引き上げられるとともに、合計の損害賠償額が 100 ポンドに引き上げられることとなった。賠償額はその後の貨幣価値の変化により、ロンドンのバラ・カウンシル (borough council⁶²⁾) に関しては、2004 年に、50 ポンドは 750 ポンドへ、100 ポンドは 1,500 ポンドへと修正されている (London Local Authorities Act 2004 CHAPTER i 24 条⁶³⁾)。

ヨーロッパを中心に私法分野について国際的に統一されたルールを作成しようとする動きは、宿泊事業者の責任についても見ることができる。1962 年 12 月 17 日にホテル営業者の責任として、「宿泊客の財産についてのホテル営業者

58) 田中・前掲注 55) 102, 165 頁を参照。

59) 同訴状については、第二章 第二節 三 4 において詳述する。

60) 前掲注 33) 参照のこと。

61) 前掲注 34) 参照のこと。

62) 戒能通厚編『現代イギリス法辞典』198-199 頁 (新世社・2003) を参照。

63) 〈http://www.legislation.gov.uk/ukla/2004/1/pdfs/ukla_20040001_en.pdf 最終閲覧 2014 年 12 月 9 日〉

の責任に関する協定」が採択され、加盟国がこれに伴い、自国の法制度を改正したことは前述のとおりである⁶⁴⁾。

さらに現在は EU 統一法制定に向けて、2007 年に欧州私法共同ネットワーク (Study Group on a European Civil Code) が、欧州委員会に「共通参照枠組み草案 (Draft Common Frame of Reference)」を提出している。同草案中においても、ホテル経営者の責任は独立して規定されている (IV .C.5 : 110 : Liability of the hotel-keeper)。

第二節 法令の紹介

ここでは、イギリスの制定法について見てみることにしよう。各々の法律の概略は以下の通りである。

一 Innkeepers Liability Act 1863 (1863 年旅館営業者責任法)⁶⁵⁾ について

初めに 1863 年旅館営業者法について、その概略を見ることにする。1863 年旅館営業者責任法は、Navenby 事件以来、数百年に亘り判例法の発展によって基礎づけられてきた旅館営業者の法的責任を成文化した初めての法律である。本法は旅館営業者が厳格責任を負うことを前提に、損害賠償額の制限を受けることができる場合について規定したものである。同法の概要は以下のとおりである。

- (一) どのような場合に責任を負うかについては、特に規定を設けていない。
- (二) 賠償額の制限については、以下のとおりである。

1 条に規定する文言 (賠償額の責任制限をする旨の文言) の写しを人目につきやすい場所 (ホールの目立つところ、玄関の入口等) に掲示することにより (3 条), 原則として旅館 (inn) に持ち込まれた財産 (goods or property⁶⁶⁾) に

64) 須永・前掲注 40) 参照。

65) The Statutes, Passed In The Session 1863 26 & 27 VICTORIA, p.15 CAP.XLI.

66) goods and chattels は、英米法上、「動産；人的財産」と訳されている。不動産 (Real property) と区別される人的財産 (personal property), またはその中のとくに動産を総称するとき用いられる言葉である。もっとも、本稿では財産の性質自体が問題になっ

ついて、総額で30ポンドを超えて賠償責任を負わないとすることができる(1条本文)。

ただし、以下、三つの場合には、旅館営業者は全額について賠償責任を負うこととなる。第一に、宿泊客の財産の盗難(stolen)、紛失(lost)、損傷(injured)が、旅館営業者(innkeeper)あるいはその従業員(servant)の故意(wilful act)、懈怠(default)、あるいは過失(neglect)等により発生した場合(1条1項1号)、第二に、財産がはっきり(expressly)と安全に保管(safe custody)できると分かって旅館営業者に預かってもらった場合(1条1項2号)、第三に、旅館営業者が預かるのを拒んだとき、あるいは、旅館営業者が自己の懈怠(default)で預かることができなかつたときである。

(三) そのほか、本法における「inn」と「innkeeper」の定義が規定されている(4条)。ここでは、「inn」とは、ホテル(hotel)、旅館(inn)、旅籠(tavern)、パブリックハウス(public-house)、その他飲食物を提供する場所(other place of refreshment)等のように法によって宿泊客の財産を保管する場所をいい、「innkeeper」とは、「inn」を経営する者をいうと規定されている。

二 Hotel Proprietors Act 1956 (1956年ホテル経営者法)⁶⁷⁾について

次に1956年ホテル経営者法について、その概略を見ることにする。同法の内容は以下の通りである。

(一) どのような場合にホテル経営者が賠償責任を負うかについては、以下のとおりである。2条1項では、ホテルに持ち込まれた財産に関して、ホテル経営者(proprietor of an hotel)として責任を負う場合が規定されている。ホテル経営者が責任を負う場合とは、(a) 紛失(loss)または、損壊(damage)時にホテルの宿泊施設が宿泊客のために契約されていた(engaged)場合(2条1項a)、(b) 宿泊客に施設を利用できる権利が与えられた期間の初めの日の午前0時から、これに続く終わりの日の午前0時までの間の紛失・損壊であ

ているものではないため、以下、判例の事案を紹介する場面においては、単に「財産」と訳すものとする。

67) 前掲注34)を参照。

る場合をいう（2条1項b）。これらの場合を除いては、ホテル経営者は賠償責任を負わない（2条1項）。なお、ホテル経営者が責任を負う目的物から、宿泊客の自動車、馬等は除かれている（2条2項）。

（二）賠償額の制限については、以下のとおりである。ホテル経営者はフロントまたは正面玄関の附近に掲示を掲げること⁶⁸⁾を条件に、賠償額の上限を制限する利益を受けることができる（2条3項）。この場合、宿泊客一人当りに対する経営者の賠償責任額は、所持品一個につき50ポンド、合計で100ポンドの額に制限される。

もっとも、以下の三つの場合には、賠償額の制限を受けることができない。第一に、その財産が盗まれたこと（stolen）、紛失されたこと（lost）、損壊されたこと（damaged）について経営者あるいはその従業員に懈怠（default）、過失（negligence）、故意行為（wilful act）がある場合（2条3項a）、第二に、その財産が、宿泊客がホテル経営者または従業員に明示的に寄託（deposited）した場合（2条3項b）、第三に、宿泊客からの要求に対して、寄託を拒んだ場合、あるいはホテル経営者あるいは従業員の懈怠により預かることができなかった場合（2条3項c）である。これらの場合、全額について賠償責任を負うこととなる。

（三）そのほか、1863年旅館営業者責任法と異なり、「hotel」についてより詳細な定義規定が設けられている。「hotel」とは、ホテルの提供する種々のサービスに対して相当額を支払う能力があり、かつ進んで支払うとみられ、また、受け入れるのに適した状態にいるあらゆる旅行者に対して、特別な契約なしに、ホテルの経営者が食事、飲物、さらに望むのであれば、宿泊設備を提供する施設をいう（1条3項）。同法では「hotel」をinnと見なすこと（1条1項）。そして、ホテル経営者（proprietor）は、旅館営業者（innkeeper）と同様にホテル内に持ち込まれた財産（property）の損害（damage）について賠償責任を負うこと（1条2項）などである。

68) 本条項に規定されている責任制限の掲示のサンプルとしては、本稿末尾の参考資料を参照（<http://www.yeshotels.org.uk/1956hotelact.pdf> 最終閲覧 2014年12月9日）。

三 London Local Authorities Act 2004 CHAPTER i 24⁶⁹⁾ について

1956年ホテル経営者法の賠償責任額は、所持品 (property) 1個につき、50ポンド、合計でも100ポンドと規定されており、現代の貨幣価値にすると時代にそぐわない面もあった。そこで、ロンドンのバラ・カウンシル (borough council) に関しては、2004年に1956年ホテル経営者法第2条3項について賠償責任の制限額が引き上げられている。同法により、所持品1個について、賠償責任の制限額は50ポンドから750ポンドに引き上げられ、合計金額が100ポンドから1,500ポンドへと引き上げられている。

第二章 宿泊客の財産の盗難・紛失等に対する宿泊事業者の厳格責任について

第一節 はじめに

本稿の目的は、宿泊事業者に課された厳格責任の起源を探ることである。法が社会規範であり、人の意思によって支えられているものである以上、社会規範が妥当していた当時の時代背景 (本節 一)、宿泊事情 (本節 二)、旅館営業者が果たしていた役割 (本節 三)、そして、裁判制度 (本節 四) を知ることは、宿泊事業者の責任を理解するうえで重要な意味を持つ。そこで、本節では本稿が対象とする14世紀の旅館営業者の厳格責任を理解するうえで必要な社会背景等に触れるものとする。

一 14世紀当時の社会事情⁷⁰⁾

69) 本法の条文については、Legislation.gov.ukを参照 (<http://www.legislation.gov.uk/ukla/2004/1/enacted> 最終閲覧 2014年12月9日)。

70) 本項の記述は、とくに付言する部分を除き、専らJ.R. グリーン (和田勇一訳) 『イギリス国民の歴史 [正] - 古代イングランドから百年戦争まで -』253頁以下 (篠崎書林・1985) に負っている。14世紀以前のイギリスについてその歴史を探るものであり、時間的、資料的限界から、グリーン著作の紹介の域を出ない部分も多いことをここに断わっておく。

旅館営業者に厳格責任を課した Navenby 事件は 1368 年の判決である。そこで、当時の社会状況について旅館営業者の厳格責任に影響を与えたと思われる特徴的な出来事を選び出してみたい。14 世紀の大きな出来事としては、数度に⁷¹⁾ わたってイギリスを襲った黒死病 (The Black Death) をあげることができる。最初に黒死病がイギリスを襲ったのは Navenby 事件より前の 1348 年である。黒死病は、同年 8 月にイングランド南部のウェイマス (Weymouth) に上陸し、11 月にはロンドンに達したとされる⁷²⁾。当時のイギリスに大きな社会構造の変化を巻き起こすきっかけとなった重要な出来事である。とくに農村における農民人口の減少は、深刻な労働力不足を引き起こすこととなった⁷³⁾。この当時の農村人口の減少は、領主が所有地で農耕作業者を確保することができなくなるほどであり、他の荘園から隷農 (villein) を引き抜こうとする動きすら多く見られるようになった。このような動きに対処するために 1349 年⁷⁴⁾ と 1351 年⁷⁵⁾ には労働者法が制定された。同法は、荘園主が高い賃金を支払ってほかの荘園の労働者を引き抜くことを防止するため、労賃を定め、それ以上の労賃を支払うことを違法とする等の措置をとったものである。また、労働人口の著しい減少に伴う、賃金の高騰および物資の不足により、パンとエール等食料品の価格が上昇したことから、食料品の価格についても国家が関与している (Ordinance of Labourers 1349 chap6)。

この時代の治安は、国全体が暴動と無秩序で混乱を極めていたとされる⁷⁶⁾。J・R・グリーン (John Richard Green) によると、黒死病後は、「仕事を求め

71) 黒死病は、数度にわたりイングランドを襲っている (1348, 1361, 1369, 1375)。黒死病の影響による死者の全体数は、教会も国家も死亡者の記録をとっていなかったため、正確な数字を出すことは不可能といわれており、各地方における部分的な記録があるのみである (エドモンド・キング (吉武憲司監訳) 『中世のイギリス』 263-318 頁 [慶応義塾大学出版会・2006] を参照)。なお、約 400 万人のイングランド人口が約 250 万人にまで減ったともいわれている (田中・前掲注 55) 64 頁を参照)。

72) 川北稔編『世界各国史イギリス史』(山川出版社・1998) 103 頁を参照。

73) エドモンド (吉武訳) 前掲注 71) 266-275 頁を参照。

74) "Ordinance of Labourers 1349", The statutes at large from Magna Charta, to the end of the last parliament, 1761. In eight Volumes 1 (1763) pp.248-251.

75) "Statute of Labourers 1351", supra note74, pp.251-253.

76) グリーン (和田訳) 前掲注 70) 320 頁を参照

て歩き廻り、初めて労働市場の支配者となった『土地を持たぬ人々』による勝手きまわる非行がいたるところで起こり、「渡り者の労働者や職人は、いとも簡単に、『元気な乞食』や、森の群盗に姿を変え」るような社会状況であったとされている。

このように本稿で取り上げる Navenby 事件当時の社会背景として挙げることのできる黒死病は、当時のイギリスにおいて大きな社会構造の変化を促す出来事であり、その後の様々な公的施策を実施する契機になる出来事であったといえる（黒死病と Navenby 事件の関係については、本章 第三節 五 1 を参照）。

二 14 世紀当時の宿泊事情⁷⁷⁾

1 はじめに

14 世紀以前のイギリスの宿泊施設について語る資料は多くない。ローマ帝国の統治時代には街道沿いに有償の宿屋が存在していたと伝えられている。しかし、当時の宿泊施設に関して記述した公的な文書は現存せず、ローマ軍の撤退後も 1066 年ノルマン人の征服 (Norman Conquest) まで不明とされている⁷⁸⁾。

そこで視点を変えて、同時期のヨーロッパ本土における宿泊施設の歴史をみてみることにしよう。イギリスだけでなく、ヨーロッパ本土の宿泊施設の形態を知ることにより、当時の宿泊施設の役割、機能を明らかにすることができるからである。

宿泊施設の役割は、人を招き入れ、その者を宿泊させ、ときに食事を提供し、庇護することを内容としている。この当時、地元の人を招き入れ、宿泊施設を提供することは例外であった。宿泊施設の提供を望む者は、その目的が商業目的、宗教目的等、いずれにあるかは別として、余所者 (stranger) あるいは外

77) 以下の記述にあたっては、下記の資料を参照した。中世のイギリスにおける宿泊事情については、F.W.Hackwood, *Inns, Ales and Drinking Customs of Old England*, Bracken Books, 1985, pp.59-70. 中世ヨーロッパにおける旅館については、H・C・パイヤー (岩井隆夫訳) 『異人歓待の歴史—中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋—』 (ハーベスト社・1997)。

78) Bogen, supra note 42, pp. 53-55, Jonassen, supra note 44, pp. 68-69. McBain, supra note 42, pp.707-708, Graham McBain, *Abolishing Some Obsolete Common Law Crimes*, pp.90-91, *King's Law Journal*, Vol. 20, No. 1, (2009)

国人 (alien) が中心であった。正確な時期は明確ではないが、13 世紀以前における宿泊施設の原始的な利用形態は無償の歓待が一般的であった。この当時の旅人の宿泊先は、親せき、友人、知人などの顔見知りの家に寄宿するのが一般的であった。また、巡礼目的の者も修道院などの宗教的施設、あるいは巡礼宿において無償で宿泊施設の提供を受けることができた。

しかし、13 世紀に入ると巡礼者が増加⁷⁹⁾し、貨幣経済も発達したことにより、商取引が活発化することとなった。これに伴い、人の移動も長時間・長距離化し、都市への来訪者が増加することとなった。とくに商業目的での旅人が増加したことにより、移動の際、多くの荷物や商品を運搬することとなり、安心かつ安全に滞在できる場所の提供が必要とされるようになった。このように多くの者がさまざまな目的で移動する時代になると、旅人の宿泊先は、個人の家屋の提供だけでは手狭になってくる。また宿泊客がどのような人物か知れない以上、自宅に泊め置くことは危険が伴う。ここから従来の無償歓待による対応の限界が次第に明らかになってきたのである。このような状況を背景にして、顔見知りである者を無償で泊める無償の歓待から、一次的・場所的な関係を持つにすぎない見知らぬ人々を自己の危険において、宿泊させる施設が必要とされるようになった。その結果、計り知れない危険の対価として、合理的な金銭を要求して宿泊を望む者を受け入れる商業宿屋が登場したのである。

営利目的での宿泊施設の登場は、余所者や外国人にとって、宿泊施設は単に宿泊する場所にとどまらず、商品の取引、商品保管、あるいはその地域の商慣行を聞き出すための場所としての機能をも有していた。すなわち、都市における宿泊施設は、単なる宿泊の場から商取引所、仲介業、倉庫業などの商取引の場としての機能を有するようになったのである。

もっとも、都市に流入する余所者、外国人に対する警戒感は強く、これらの者の出入りを監視し、把握することは都市、地域社会、あるいは国家にとって

79) 巡礼目的例としては、ジェフリー・チョーサー (Geoffrey Chaucer) の「カンタベリー物語」(The Canterbury Tales) に代表されるように、聖トマス・ベケット (Thomas Becket ; 1118-1170) 廟があるカンタベリー大聖堂 (Canterbury Cathedral)、あるいはセントポール大聖堂 (St Paul's Cathedral) などが当時の有名な巡礼地として栄えていた。

重大な関心事であった。余所者あるいは外国人の出入りを把握し、管理できる者のひとりが、宿泊施設の経営者だったのである。このようにして宿泊施設の経営者は、都市あるいは地域社会において、余所者や外国人等の出入りを監視・管理するという公的な役割を併せ持つようになったのである⁸⁰⁾。

2 当時の宿泊施設

14世紀当時のイギリス社会において、宿泊施設の性格を有するものとしては、大別して Hosteler, Inn, Tavern 等を挙げることができる⁸¹⁾。それぞれの違いについては、当時のイギリスの社会風俗に関する識見がないと正確に述べることができない。そこで、本稿とはやや時代は異なるが、16世紀の酒場に関する論文⁸²⁾から、エリザベス朝、初期スチュアート朝における Inn と Tavern の様子を紹介してみたいと思う。

ここでは Inn が次のように紹介されている。「数多くの客室⁸³⁾、広い馬小屋倉庫等があり、しばしば、都市や農村の大通りに面して立っていた。旅籠の主人は、よく市参事会員 (aldermen)⁸⁴⁾ や市長になっており、都市市民のなかでもかなり裕福な層に属する人々で、多くの使用人を雇っていた。顧客の多くも、地主、商人、専門職等の富裕な人々で、旅籠の主人、顧客共に、地域のエリート層が中心」であった。ロンドン市内で旅館を営業するためには、14世紀当時から一定の資質が必要であったことから⁸⁵⁾、16世紀の Inn の状況とほぼ

80) これらの公的な役割から導かれるイギリスの旅館業者の役割については、本節で詳述する。

81) 前掲注10)を参照のこと。

82) 佐藤清隆「エリザベス朝・初期スチュアート朝 イングランドの酒場の世界」駿台史学第65号・62-65頁(1985)。同論文は、酒場が議会制定として、治安規制の対象となった15世紀末から17世紀初頭にかけての時代(1495-1627)を主な対象として論じるものである。同論文では、Innsに「旅籠」、Tavernsに「葡萄酒屋」、Alehousesに「酒場」の訳があてられている。

83) 当時の旅館では個室の他に、大広間のような場所に壁際に寝台具が並べられており、宿泊客が相部屋となるのが一般的であった。

84) 本稿では、引用以外の部分については、aldermenを長老参事会員と訳す。長老参事会員とは、アングロ・サクソン期の州太守(ealdorman)を語源とし、市(Borough)の長老役市長に次ぐ地位の呼称である。

85) エドワード一世(在位1272-1307)の治世に関するものであるが、旅館業者になるためには、市長や長老参事会員によって、「good and lawfull man」として認められな

同様に考えることができよう。Inn の機能については、「顧客にエールやビール、それに葡萄酒付きで豪勢な肉や魚の料理を提供し、金持ちの旅人には豪華な家具付きの客室を宿泊のために提供」するとともに、「古い露天の市にかわる私的な商取引の場、陸上輸送や情報伝達の結節点（駅馬車の駅、郵便局等）、富裕な人々の社交場、政治上の裁判（四季裁判⁸⁶⁾、小治安裁判⁸⁷⁾等）や会合の場」等、地域社会の多方面にわたる重要な役割を果たしていた。これに対して、Tavern（葡萄酒屋）とは、宿屋（public house）あるいは、ワインを小売りする酒場をいうとされている⁸⁸⁾。

三 14 世紀当時の宿泊事業者

1 はじめに

ここでは 14 世紀当時、宿泊事業という職業に就いていた者、すなわち本稿のテーマでもある旅館営業者（hostelers, herbergeours, innkeepers⁸⁹⁾）の役割および責務について見てみることにしよう。

13 世紀後半は、近隣の農村地域から職を求めてロンドンに流入する者が増加し始めた時期である。1297 年の布告⁹⁰⁾では都市の中に多くの悪事を働

ければならなかった。*Liber Albus, The White Book of the City of London*, trans. By H.T.Riley (1861) p.234 and 246.

86) 四季裁判所（court of quarter sessions）とは、イギリスで裁判所法（Courts Act 1971）により廃止されるまで中世以来存在した刑事裁判所をいう。少なくとも年四回法廷を開くものとされていたところから quarter sessions という名称が生れた。各回何日法廷を開くかは、特定されていない（田中・前掲注 55）72-73 頁を参照）。

87) 治安判事小法廷（petty sessions）のことである。二名ないし七名の治安判事（justice of the peace）で構成され、略式起訴状による刑事事件（summary offence）の裁判などを行った。今日の治安判事裁判所（magistrates' court）にあたる。四季裁判所と区別して、petty sessions とよばれた。

88) Oxford English Dictionary によると、13 世紀当時、tavern とは、In early use, A public house or tap-room where wine was retailed; a dram-shop を意味するとのことである。従って、酒を取り扱うことを主としており、宿泊施設もあるが、宿泊施設がメインではないものをいうと理解してよいであろう。なお、佐藤前掲注 82) 「イングランドの酒場の世界」によると、ロンドンの葡萄酒屋には、旅籠のような広い宿泊施設はなかったが、しばしば羽目板、食器類、絵画等で飾った幾つかの飲酒部屋があって、宿泊も可能な場所であった。

89) McBain, supra note 42, pp.708-709, McBain, supra, note 78, pp.90-91,

90) Calendar of letter-books of the city of London: B: 1275-1312, ed. by R.R.Sharpe Folio 106 [facieinversa.] (xxxij b) . <<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=33047> 最終閲覧 2014 年 12 月 9 日>。

く者や治安を乱す者 (misdoers and disturbers) がいたことが指摘されている。ここでは治安維持の対策として、いくつかの職業集団を利用して、親方 (masters), 徒弟 (apprentices), 使用人 (servants) の名簿を作成するとともに、素行調査 (conduct and behaviour) が実施されている。そして親方は、評判や素行の悪い者を見つけたら、管理者 (warden) や市会議員 (aldermen) に報告することが規定されていた。この時期は地方から都市に流れ込んでくる余所者を様々な職域に取り込みながら、職業の組織化 (同職組合の形成) を促していた⁹¹⁾。すなわち、職業 (trade) を通じて住民を把握し、治安維持を図ろうとする試みがなされていたのである。

2 旅館営業者の役割・責務

ロンドンへの人口の流入は余所者の増加を伴うもので、犯罪の温床とも考えられていた。従って、この当時の旅館営業者の役割の多くは、治安維持の観点から余所者の監視を伴うものであった。以下、具体的な制度を概観してみよう。

(一) 時代は少し遡るが、1282年のロンドン市における法令⁹²⁾をみてみよう。ここでは長老参事会員 (alderman) に対して、不審人物 (suspected persons) を取り締まるため、二名の有力区民 (the best men of his Ward) と共に、区内の旅館経営者 (persons keeping hostreys) と宿泊客を一人一人、一件、一件訪ねてまわり、宿泊者の身分、境遇、俗人か、聖職者か等の調査をすることが求められている。同種の調査はその後も実施されている。例えば、1321年の調査⁹³⁾では、長老参事会員は「最も賢明で信頼できる区民 (most proved and most wise men of his Ward)」と共に調査を実施している。ここでは不審人物 (strangers or suspected persons) が潜伏する場所として旅館 (hostels)

91) 石田譲「中世ロンドンにおける治安維持(1)」流通経済大学論集 27(4), 30頁(1993)を参照。

92) 'Memorials: 1282', Memorials of London and London Life: In the 13th, 14th and 15th centuries (1868), pp. 21-22. <<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=57632> 最終閲覧 2014年12月9日>

93) 'Memorials: 1321', Memorials of London and London Life: In the 13th, 14th and 15th centuries (1868), pp. 142-144 <<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=57666> 最終閲覧 2014年12月9日>。

が捉えられており、旅館営業者 (hostelers and herbergeours) は、その取り締まりに協力する責務を負っていたことが分かる。

また 1343 年のロンドン市の法令⁹⁴⁾によると、①評判の悪い者 (not of good fame) が、旅館業を営まないようにし、旅館営業者 (hostiller or lodging-housekeeper) が素行不良者 (evildoers) を宿泊させることがないように取り締まるべきこと、また②不審人物 (suspicious characters) が来たときには、市の役人 (the officers of the City) に届け出ること、さらに宿泊客に武器を身につけて外出しないように指示することが旅館営業者の責務として課されている。いずれも旅館営業者に旅館に滞在する不審人物を監視、管理する責務が課されていたことを示すものである。

(二) ロンドンの旅館営業者は、治安維持の観点から、一定の条件を満たさない限り、一定の日数以上、余所者を旅館に宿泊させてはならないとされていた。たとえば、13 世紀⁹⁵⁾には、余所者は二名の保証人と十人組制度⁹⁶⁾ (Frank-pledge) に加入することなく、三晩以上、ロンドンに滞在することができないとされていた。余所者が既定の日数を超えて市内に留まり続けながら、不法滞在に対する裁判に出頭しない場合、十人組に加入していない者を宿泊させたとして、その区の長老参事会員には罰金が課された。その後、13 世紀末には「三晩」の規定は「一昼夜 (a day and a night)」へと短縮され、宿泊客の裁判への不出頭に対しては、長老参事会員ではなく、旅館営業者が直接責任を負うものとなり、裁判での答弁を義務付けられるようになった⁹⁷⁾。なお、この規定は当初旅館営業者に対して罰則を設けていなかったが、その後、

94) 'Roll A 4: 1337-43', Calendar of the plea and memoranda rolls of the city of London: volume 1: 1323-1364 (1926) · 19 Dec. 1343, pp. 143-164 (<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=36657> 最終閲覧 2014 年 10 月 5 日)。

95) *Liber Albus*, supra note 85 p.80 を参照。ヘンリー二世の治世ではあるが、文献から厳密な時期は確認できなかった。

96) 十人組制度 (frankpledge) とは、10 人一組の成人男子の間で各人の行為に対して連帯責任を負う制度をいう。12 歳以上のすべての自由人男子が 10 人単位の相互保証制度に強制的に加えられ、犯人の提出や裁判所出頭等を保証し合った。アングロ・サクソン時代の tithing が発展したものとされている。同制度に関しては、富沢霊岸「Frankpledge System の成立とイギリス王政」金沢大学法文学部論集 史学編 12 (1964) を参照のこと。

97) *Liber Albus*, supra note 85, p.234.

1345年には不審人物、評判の疑わしい人物を一昼夜以上宿泊させた旅館営業者に対して、40シリングの罰金が課されるようになった⁹⁸⁾。また、Navenby事件の後ではあるが、1384年⁹⁹⁾には市参事会において、以前に比べてロンドンとその近郊で窃盗をはじめとする様々な犯罪が頻発しており、宿泊客がどのような人物であるかについて旅館営業者が気にかけていたならば、このような事態を招くことはなかったことが指摘されている。その結果、すべての旅館に対して宿泊客の人物とその行動について十分に保証できないのであれば、「travailyngmen」と呼ばれるいかなる余所者も食卓に迎えてはならないことを誓約させている。そしてこの誓約に違反した場合、罰金100ポンドを課することが規定されている。この100ポンドという罰金は、1345年の布告にある罰金40シリングの50倍であり、当時の物価と比べても重い罰金額であった¹⁰⁰⁾。

犯罪の増加と余所者の関係については、資料的限界により詳細に知ることはできない。しかし、1384年の布告を見ると、市参事会は、犯罪の増加は旅館営業者が宿泊客の人物や行動について関心を持たないで宿泊させたことが要因になっていると考えていたことがわかる。旅館が実際にどの程度、犯罪者のたまり場として利用されていたかについて、現在知ることはできない。ただこれらの布告がなされたことからすると、余所者に対する警戒心は非常に強く、さらに余所者が滞在する場所としての旅館は規制の対象となりやすかったことがうかがえる。

ここまで14世紀当時の旅館営業者に課されてきた各種の責務をみてきた。当時の資料から、治安維持の観点から余所者の人物行動をよりよく監視できる者は、余所者の滞在場所である旅館の営業者であると考えられていたことを知

98) Liber Albus, supra note85, p.408.

99) 'Roll A 27: (i) 1383-85', Calendar of the plea and memoranda rolls of the city of London: volume 3: 1381-1412 (1932), pp. 50-83 (<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=36698> 最終閲覧2014年12月9日)

100) この当時、1シリング=12ペンスであり、20シリング(240ペンス)で1ポンドと計算されていた。参考までに、1350年及び1362年～1363年に定められたロンドンの賃金規制によれば、熟練を要する石工や大工の日当が5ペンス(冬期)、～6ペンス(夏期)、不熟練労働者で、3～3.5ペンスであった。また、40～50ポンドの商品のストックがあれば、大カンパニーの親方として自立することもできたといわれている(石田譲・前掲注91)32-33頁を参照)。

ることができる。そのため、旅館営業者は犯罪者を摘発する、あるいは街に滞在させないようにする責務を担っていたことがわかる。

四 14世紀当時のイギリスにおける裁判制度

1 はじめに

およそ社会において紛争が発生した場合、紛争を解決するための手段は、それが公的な解決方法であれ、自力救済による私的な解決方法であれ、その当時の社会的要因、社会全体のシステムにより変化するものである。

イギリスにおける宿泊客の財産の盗難・紛失に対する宿泊事業者の責任の起源は、14世紀にまで遡ることができる。しかも厳格責任は、後述するように法令によって宿泊事業者に課された責任ではなく、判例によって課された責任である。従って、厳格責任の起源を知るためには、当時の裁判制度に関する理解が不可欠といえる。ここでは、当時のイギリスにおいて、紛争が生じた場合、そこで起きた法的問題を解決するためにどのような裁判所が存在していたかについて見てみるものとする。

2 14世紀当時の裁判制度の概観

14世紀当時のイギリスには、大きく分けて国王裁判所（コモン・ロー裁判所）とその他の裁判所とが存在していた。国王裁判所の例としては、財務府裁判所¹⁰¹⁾ (Court of Exchequer)、人民間訴訟裁判所¹⁰²⁾ (Court of Common Pleas)、王座裁判所¹⁰³⁾ (Court of King's Bench) を挙げることができる。これらの三つの

101) 財務府裁判所とは、国王の財政担当官庁として創設された財務府 (Exchequer) が、その任務の遂行に関連して、自分は国王に対する債務を負っていないと主張する者が出たときに裁判を行う裁判所をいう。

102) 人民間訴訟裁判所とは、人民間の訴訟で国王が特別の関心を持っていない訴訟、すなわち人民訴訟について一般的の第一管轄権をもっていたコモン・ロー裁判所をいう。12世紀末がその起源とされる。

103) 王座部；王座裁判所とは、人民間訴訟裁判所および財務府裁判所と共に中央におけるコモン・ロー裁判所の一つでその最上位にあった。古くは国王が自ら臨席したことからこの名称が付された。国王の移動とともにこの裁判所も移動するものとされていたが、1339年にはウェストミンスターに常置されるに至った (J.H. バイカー (小山貞夫訳) 『イングランド法制史概説』41頁 (創文社・1975))。

裁判所は、国王裁判所内部において、それぞれの裁判権を拡張するために、様々な擬制を用いることにより、その管轄権の拡張を競っていた(本章 第一節 四 3)¹⁰⁴⁾。その結果、中世の終わりには、刑事事件は王座裁判所のみが取扱い、その他の民事事件の大部分については(一部の例外¹⁰⁵⁾を除き)、三つの裁判所が競合的に管轄権をもつようになった¹⁰⁶⁾。

その他の裁判所としては、領主裁判所¹⁰⁷⁾ (court leet) と自治都市の都市裁判所を挙げることができる。後に本稿で取り上げることとなるロンドン市長裁判所¹⁰⁸⁾ (Lord Mayor's Court) も都市裁判所のひとつである。

本稿は、イギリスにおける旅館業者の厳格責任の起源について、国王裁判所による判決を中心に検討するものとする。もちろん、中世のイギリス法の姿を完全に理解するためには、国王裁判所だけではなく、ノルマン・コンクエスト (Norman Conquest) 以前から存在していた自治共同体的裁判所 (州裁判所 [county court¹⁰⁹⁾], 百戸邑裁判所 [hundred court¹¹⁰⁾], 領主裁判所 (領主刑事裁判所 (court leet¹¹¹⁾), 荘園裁判所 (manorial court¹¹²⁾), 各都市の裁

104) T. プラクネット (イギリス法研究会訳) 『イギリス法制史 (総説編上)』 289-293 頁 (東京大学出版会・1959) を参照。

105) 封建制下で重要であった fee simple (単純不動産権), fee tail (限嗣不動産権), life estate (生涯不動産権) をさす自由土地不動産権 (Freehold) の事件が、民間訴訟裁判所の専属管轄とされたことが挙げられる。

106) コモン・ロー裁判所の成り立ちとその関係については、田中・前掲注 55) 71-72 頁を参照。

107) 州奉行巡回裁判 (Sheriff's tourn) の裁判権を特権により私人が行使する裁判所をいう。年二回 (後には一回) 領主の執事 (steward) が主宰し、十人組検査 (view of frankpledge) と陪審による管轄内の全犯罪の告発およびそのうちの軽微な軽罪 (misdemeanor) の処罰等を行なった。

108) ロンドン市には古くから特別の自治権が認められており、その地域内で起った事件を処理するために作られた商慣習法 (law merchant) の裁判所の一種である。

109) 州裁判所とは、イギリスの中世において county (州) で司法・行政の双方の処理に当たった機関をいう。

110) 百戸邑裁判所とは、アングロ・サクソン期から存在していたイギリスの county あるいは shire の構成単位であるハンドレッドの裁判所をいう。月に 1 回程度ないしはそれ以上の頻度で開かれていた。

111) 領主裁判所とは、州奉行巡回裁判 (Sheriff's tourn) の裁判権を特権として得た個人や都市において、年二回 (後には一回) 領主の執事 (steward) が主宰し、十人組検査 (view of frankpledge) と陪審による管轄内の全犯罪の告発およびそのうちの軽微な軽罪 (misdemeanor) の処罰等を行った裁判所をいう。封建裁判所 (feudal court) や荘園裁判所 (manorial court) と事実上区別することが困難であった。

112) 荘園裁判所とは、荘園の領主が領主裁判権に基づいて荘園 (Manor) 内の自らの保有者 (tenant) に対して有した裁判所をいう。

判所，さらに教会裁判所 (ecclesiastical court¹¹³⁾) などといった各種多様な裁判所についても，検討を加える必要もあろう¹¹⁴⁾ 115)。しかし，これらの裁判所についてすべてを子細に検討することは，資料的限界の問題により省略せざるを得ない。

そこで，本稿では国王裁判所を中心に論ずると共に，商取引の中心地として，早くから栄えていたロンドンの市長裁判所における判決について論じるものとする。

ロンドンの市長裁判所における判決に触れる意味は以下の理由による。ヨーロッパ大陸との交易等で栄えた当時のイギリスの商業都市は，それぞれ裁判所を持ち (例えば，埃足裁判所 [Court of Piepoudre]¹¹⁶⁾ 等)，商人の中の長老 (alderman) が裁判に当たっていた。また諸地方の商慣習法は，異なるものであったが，商取引の国際性から徐々に統一化されていく傾向にあった。イギリスでは，商慣習の統一化を図る際，ロンドンの慣習に従う傾向が強かった¹¹⁷⁾。このような事情から，旅館業者の責任を論じる上でも，当時のロンドン市長裁判所の判断は重要な意義を有していたと考えられるからである。

3 国王裁判所と地方裁判所との関係

次節以下では，旅館業者に対する賠償責任が問題となったロンドン市長裁判所と国王裁判所の判決を検討する。そこで，まず 14 世紀当時の国王裁判所

113) 教会裁判所とは，普遍教会のカノン法を扱う裁判所をいう。イギリスでは，ウィリアム一世 (在位 1066 - 1087) のもとで，聖俗の裁判所が分離されたが，その後国王と教会の間で 教会裁判所の裁判権の範囲についての争いが続いた。13 世紀初めには，教会裁判所の権限は，品級を受けた聖職者ならびに教会およびその宗教に対する犯罪，婚姻および別居，嫡出性，遺言の検認と personal property (人的財産) の相続，名誉毀損，誓約違反などに限られた (ベイカー [小山訳]・前掲注 103) 98-101 頁を参照)。

114) 中世の法と裁判所の関係については，田中・前掲注 55) 66-73 頁を参照のこと。

115) 原始的自治共同体的裁判所，領主裁判所等の諸制度の攻防と衰亡，および国王裁判所への移行の歴史については，ベイカー [小山訳]・前掲注 103) 17-35 頁およびブラクネット (イギリス法研究会訳) 前掲注 104) 150-188 頁を参照。

116) 埃足裁判所とは，市場に集まる行商人たちの紛争を処理するための裁判所をいう。その市場を開催する権利を有する者の執事が裁判官となり，即決略式の手続で裁判をした。

117) 田中・前掲注 55) 102 頁を参照。

とその他の裁判所の関係について振り返ってみることとする。

コモン・ローは、12世紀およびそれ以後に国王の裁判官によって作り出されたものであり、王国全体に一律に適用された法である¹¹⁸⁾。この当時のイギリスの裁判所について、プラクネット (T.Plucknett) は三つの段階に分けて説明している。初期段階として、①主として州および百戸邑によって代表される原始的自治共同体の組織があり、次に、②封建的あるいは領主的な裁判所、③最後にウェストミンスター国王裁判所へと裁判権限が集中していく過程の分類である。

この当時、裁判による救済を受けるために支払われる手数料は、国王にとっても、都市や領主にとっても重要な収入源であり、裁判権は一種の財産権でもあった¹¹⁹⁾。このように裁判権の問題は、統治と財政、双方に関係する重要問題であったため、それぞれの裁判所はその権益を守ろうとしていた。国王の裁判権といえども、裁判権の拡張を急ぎすぎて教会や領主等から反撃を受けることもあった¹²⁰⁾。そのため、国王といえども、州裁判所、百戸邑裁判所等といった原始的共同体の裁判所や領主裁判所に対して慎重に裁判権の拡大を試みたのである¹²¹⁾。このように裁判権の行使については国王裁判所も慎重に活動していたため、当時の国王裁判所の優勢を示す例は、わずかな例¹²²⁾を別として、ほと

118) バイカー〔小山訳〕・前掲注103) 17-18頁を参照。

119) バイカー (深尾裕造訳)『イングランド法史入門 第4版 第I部〔総論〕』20頁 (関西学院大学出版会・2014) を参照。

120) その一例として、田中英夫は、1215年マグナカルタ34条の規定を挙げている。田中・前掲注55) 67頁注21) を参照。

121) 田中・前掲注55) 66-73頁を参照。

122) わずかな例としては、1267年モールバラ制定法 (Statute of Marlborough 1267) の第20章と1278年グロスター制定法 (Statute of Gloucester 1278) の第8章の数語等をあげることができる)。モールバラ制定法CAP20:「In which Courts none shall need to swear to warrant their Essoins.」1287年グロスター法第8条は、国王の裁判所が地方的に処理される些事に煩わされることを防ぐべく意図されて規定されたものである (バイカー〔小山訳〕前掲注103) 39頁を参照)。ただ本規定により、地方的裁判権を訴額が40シリングを超えない事件に限定するように解釈された。なお、同法施行後も、39シリング11ペンスを訴求する権利主張が多数なされており、州ないし百戸邑裁判所に訴えることは依然として有利な点が存在していたとの指摘がなされている (バイカー〔小山訳〕・前掲注103)。CAP. VIII. 「No Suit for Goods in the King's Courts under Forty Shillings. Attorneys may be made where an Appeal lieth not. The Defendant being essoined shall bring in his Warrant.」(The statutes at large from Magna Charta Vol.1, supra note 73, p. 67.

んど存在しない。

では、国王の裁判権は、どのように拡大していったのであろうか。国王の裁判権が拡大した理由をめぐっては、講学上争いがある。この点、ヘンリー二世(Henry II；在位1154 - 1189)による意図的な政策の結果であるとする見解がある¹²³⁾。この見解の代表者であるメイトランド(F.W. Maitland)は、①ヘンリー二世期の改革の多くが立法行為に依存していること、②ヘンリー二世による政策の背後には、前治世時代の王位承継戦で乱れた王国の治安を回復するとともに、封建制を攻撃する目的があり、そのための一方策として封建裁判所から裁判収入を奪い、その力を弱めるとともに、さらに国王裁判所の裁判収入を増加させる目的があったこと等を根拠として挙げている¹²⁴⁾。

しかし、その後、この見解は支持を失っている。現在は国中に国王裁判所による裁判を押し付けようとした意識的な努力の結果ではなく、国王裁判所が他の裁判所よりも本来的に優れていた結果であるとするベイカーの分析¹²⁵⁾が有力である。国王裁判所が発展した背景として、ベイカーは以下の理由を挙げる。①効果的な刑事裁判は良き統治にとって欠くことのできないものであったこと。②刑事裁判はすべて罰金と没収という金の果実を生じたため、国王の財政を豊かにするために十分に役立ったこと¹²⁶⁾。③裁判を利用する者にとっても、国王裁判所の裁判官は地方的先入観や偏見や無知がなく、その手腕を期待でき、さらに国王の令状が認めた、より効果的な訴訟手続と強制執行を期待できたこと。以上の点で、国王裁判所が他の裁判所に比して原告を惹きつけるものであったというのである。

もっとも、前述のごとく裁判による収入は市裁判所にとっても重要な収入源であったことから、裁判権の確保には十分に配慮していたことが想像できる。

123) メイトランド学説など一連の学説状況についての詳細については、小山貞夫『イングランド法の形成と近代的変容』5-102頁(創文社・1983)を参照のこと。

124) 小山・前掲注123) 10-21頁を参照。

125) ベイカー〔小山訳〕・前掲注103) 38頁を参照。

126) このことは、1301年の記録には、国王エドワード一世が、犯人を裁判せしめることにより、戦費を埋め合わせるほどの「多額の富を得た」と記されていることからわかる(ベイカー〔小山訳〕・前掲注103) 38頁、Croniques de London (Camden Society, 1844), pp.28-29を参照)。

事実、当時の商業の中心地であるロンドンでは市政の重要な収入源のひとつでもある商取引における裁判権を確保するために、定型的な令状を整備し、都市裁判所 (the Court of Hustings¹²⁷⁾) に発給するとともに、他方で柔軟な訴状、あるいは訴訟申立てが、市長裁判所等の法廷に用意されていた。

以上より、それぞれ訴えを提起する者にとって国王裁判所および市長裁判所は、独自のメリットがあったといえる。

4 まとめ

ここまでは当時の裁判所の状況についてみてきた。この当時の裁判制度は、国王裁判所のもので、統一されていたものではなく、複数の裁判制度が存在していた。ただ、このような状況においても、国王裁判所、および市長裁判所は、その他の裁判所と比較して、当時の人々が紛争の解決を図ろうとする際に、重要な役割を果たしていたことが分かる。これらの背景を踏まえた上で、次節以下では、旅館営業者の厳格責任が問題となった事件についてみていくものとする。イギリスで宿泊客の財産が紛失、盗難に遭った場合、旅館営業者自身に懈怠がなかったにもかかわらず、その責任を認めた事件として、最初のものとされているのはロンドン市長裁判所 (Lord Mayor's Court¹²⁸⁾) における Beaubek 事件 (1345) である (ただし、従業員の不法行為に関する事案である)。これに対して、国王裁判所における最初の事件は、Navenby 事件 (1368) である。そこで、次節では、Beaubek 事件を取り上げ、その後、第三節で Navenby 事件を取り上げて検討することとする。

127) もとは英国の諸都市で、今は時折 London の市会議事堂 (Guildhall) で開かれる。都市裁判所 (court of hustings) ともいう。

128) ロンドン市長裁判所 (Lord Mayor's Court) : ロンドン市には古くから特別の自治権が認められており、その地域内で起った事件を処理するために作られた商慣習法 (law merchant) の裁判所の一種である。19世紀の司法改革のときには、inferior court (下位裁判所) となった。1920年の法律に基づいて、その翌年に City of London Court と併合され、Mayor's and City of London Court (ロンドン市長・市裁判所) となった。

第二節 William Beaubek v. John of Waltham (1345)¹²⁹⁾

一 事案

1345年、ケント州のウィリアム・ブーベック（X）が、宿泊した旅館の部屋から財産（goods）が盗まれたとして、旅館業者であるジョン・ウォルサム（Y）を被告として、ロンドンの市長裁判所（Mayor's Court）に訴えを提起した事件である。

Xの主張は以下の通りである。Xは、Yとの契約に際して、自己の財産が安全に保管できるような部屋に泊まれるように頼んだところ、“公共旅館（common inn）¹³⁰⁾”の所有者であるYは、一週間の料金を合意し、部屋を見せ、「持ち込んだ全ての商品は安全に保護する」とことを約束した上で、鍵を渡した。Xは、自分の部屋の貴重品箱に金銭（10マルク）と金と銀の指輪等の財産（goods and chattels）を保管していたところ、翌火曜日にXが外出している間、ガーデンドアの鍵が開けられ、貴重品箱が盗まれていた。Xは、Yに対して、使用人の協力なしにこのようなことはできないから、旅館の醸造者（brewer¹³¹⁾）であるロジャー（Z）を疑っていると知らせた。これに対して、Yは、Xに盗難を秘密にするように助言し、その間にZから金銭等を取り戻すことを確約した。ところが、その後、YはZと結託（通謀）して上述のZに暇を出すなどして追い払ってしまい、Xの財産の紛失に対していかなる賠償も拒否した。

そこで、Xは、「旅館業者は、自己の支配下に持ち込まれた宿泊客の財産について賠償責任を負うこと、および被告以外の誰も、上述の金銭を所持していることを知らされていなかった¹³²⁾」ことを根拠に、総額20ポンドの損害を

129) Beaubek 事件に関する文献資料としては、前掲注 57) を参照。

130) Palmer および Kiralfy は、Yが「common inn」の所有者であったと記述する（Palmer, supra note 41, p. 377, Kiralfy, supra note 11, p. 231）。これに対して、Thomas, supra note 57, pp. 220-221, member. 27 では、Yは、単に innkeeper と記されるにとどまり、common inn を経営していたとの記述はない。

131) 当時旅館では、醸造も行われていた。本件でも醸造者は、旅館の従業員と考えられる。

132) "that each innkeeper is held to respond to his guests of goods brought within their power and no one was apprised that he had the above said money except only the

受けたとして、ロンドン市の市長及び州奉行 (sheriff) に、訴訟を提起した。

これに対して、Yは出頭を命ぜられたが、自分には責任がないと主張した。

二 判決

陪審の評決は、「10 マルク相当のXの財産が、Yの使用人によって、XがYから借りた部屋の中から盗まれ、Xは10 ポンドの損害を被っている」ことを認めた。もっとも、「Xの財産をどの使用人が盗んだのかについては分からない」とするものであった。裁判所は、Yに対して10 マルクの損失と損害賠償金として40 シリングの回復を命じるとともに、Yを拘禁する旨の判決を下した。

三 本判決の意義

1 はじめに

本事件をみると、Xの主張の中には、権利回復のために役立つ主張がいくつか示されていたことがわかる。それは、①持ち込んだ商品を安全に保管する旨の約束の存在、②使用人が犯したことに対する使用者としての代位責任、③Y自身が盗難に関わっていること等の主張である。

本件において市長裁判所が下した判決は原告勝訴のものであったが、上記主張のいずれが決定的な論拠となったのか、あるいは配慮されたかについては、判決録の記載からは明らかにできない。なぜなら、この時期の判例（国王裁判所かその他の裁判所かを問わない）を検討するうえで気をつけなければならないことであるが、この時代の裁判所の判決録は網羅的なものではなく、書記官が重要と考えた訴訟と主張だけが記録されているにすぎないからである。

従って、原告は勝訴しているが、いずれの主張が論拠として認められたのかについては、判決録からは判断することはできない。

2 公共旅館 (common inn) の経営者であること

本判決でYは、「公共旅館」の所有者とされている。「公共旅館」と「それ以

Defendant."

外の旅館（非公共旅館）」（例えば, private inn, private hotel）とでは, どのような違いがあるのでしょうか。両者の違いは, 宿泊客の財産が旅館内部の者ではなく, 外部の第三者によって紛失, 盗難等に遭った場合, その損害について旅館営業者が責任を負うかという本稿のテーマに影響する重要なものである。「公共旅館」の意義については次節で検討する Navenby 事件で述べることとして, ここでは結論のみを示す。「非公共旅館」とは, 旅館営業者が宿泊を望む旅客を拒むことのできる宿泊施設である。これに対して, 「公共旅館」とは, 相当額の宿泊料を支払う用意があり, 宿泊客として受け入れるのに適した者であれば, 旅館営業者は, いかなる旅客も宿泊を拒むことができず, 受け入れなければならないとする宿泊施設である¹³³⁾。

公共旅館であるか否かは, 宿泊客が旅館内に持ち込んだ財産が, 紛失, 盗難等に遭った場合, その原因が第三者によるものであったときに差が生じる。すなわち, 非公共旅館で盗難があった場合, 宿泊客は旅館営業者の懈怠を証明しなければ, その損害賠償を求めることができない。これに対して, 公共旅館で盗難があった場合, 本稿で述べるように, 旅館営業者に懈怠があったか否かを問わず, その損害について賠償責任を負わなければならないのである。

もっとも, Beaubek 事件では, どの使用人が盗んだのか, 特定こそできないが, 旅館の使用人が盗んだ事案であるから, 次に述べる代位責任の法理によっても説明がつくものである。そこで, 旅館の性格の問題についてはこれ以上立ち入らず, 次節の Navenby 事件の検討において, 改めてこの問題について論じるものとする（本章 第三節 四 2）。

3 代位責任について

本件は被用者が犯した不法行為が問題となった事案であるため, 代位責任との関係について検討する。不法行為責任が認められてきた当事者関係の一つに使用者 (master, employer) と被用者 (servant, employee) との関係がある。

133) もっとも, common という言葉は, その概念自体, 広義に用いられており, 明確に定義することは困難であるといわれている。とくに本稿の対象とする 14 世紀においては, その内容を判示するものはなく, 今後の研究により, 明らかにしていきたい。

このような関係から被用者の行動について使用者が代わって責任を負う考え方を代位責任と呼ぶ¹³⁴⁾。この責任は使用者自身に何ら懈怠 (fault) がなくても負わされるという意味で、厳格責任とされている¹³⁵⁾。もっとも、14～15世紀頃から被用者の犯した失火について使用者が責任を負うことは広く認められていた¹³⁶⁾。このことから、本判決当時から使用者 (主人) が被用者 (従業員) の行った行為についてすべて責任を負うという建前 (complete liability) は既に存在していたといえる。この当時、被用者は使用者から独立した人格を有しているとは考えられていなかったため、被用者の行為はすべて使用者の行為と観念されていたからである¹³⁷⁾。

そして、このような考えは、古くはアングロ・サクソン時代の十人組制度にも関連し、平和保証 (fri-borh¹³⁸⁾) 制度にまで遡って基礎づけることができる。そのため当時としても何ら新しい考えではなかったといえる。プラクネットによると、その制度の一般的な特徴は「主人は彼の使用人に対して常に保証人」であり、「家族の各員は相互に保証人であることができ」た点にある。そのため「その構成員たちがその仲間に対して保証人となるのを引受けるようなギルド」を形成することができたというのである¹³⁹⁾。

以上より、Beaubek 事件において、旅館営業者が使用人の行った犯罪について責任を負うという判決自体は、代位責任の考え方、あるいは平和保証制度の考え方など従来 of 判断枠組みに従って説明できるものであったといえる。

4 本判決の影響¹⁴⁰⁾

本判決自体は、被用者の犯した罪について使用者が責任を負うという従来 of

134) 幡新・前掲注 15) 112 頁を参照。

135) 望月礼二郎, 『英米法〔新版〕』267 頁 (青林書院・1997) を参照。

136) David Ibbetson, *A Historical Introduction To The Law Of Obligations* (1999), p69

137) 望月・前掲注 135) 267 頁を参照。

138) borh という言葉は、現代英語の「借りる (borrow)」という単語の語源であり、担保とか、保証人の意味をもつ (プラクネット [イギリス法研究会訳] 前掲注 104) 174 頁を参照)。なお、frithborgh とも言われることがある。

139) プラクネット (イギリス法研究会訳) 前掲注 104) 174 頁を参照。

140) Bogen, supra note 42, p. 58, Jonassen, supra note 44, p. 71.

枠組みを超えるものではなかった。しかし、本判決後、ロンドン市長裁判所において、宿泊客の財産の紛失、盗難等について旅館営業者の責任を問うトレスパス¹⁴¹⁾ 訴状 (Bill of Trespass) が、発布されたこととの関係が目される¹⁴²⁾。この訴状をみると、そこには明らかに Beaubek 事件の影響をみることができる。トレスパス訴状の内容は以下の通りである。

「ロンドンの市長に対し、John de W 等は、以下の理由により旅館の主人 G, de T を訴える。王国の一般的慣習 (common usage of the realm) によれば、すべての旅館営業者は、旅館に置いてある宿泊客の財産につき紛失や損害を与えることがないように防護し、安全に預かっておく責任を負っているはずであった。当該 John がやって来て、当該 G に宿泊した。次の火曜日に、当該 G の旅館の中にある当該 John の貴重品収納箱 (chest) が壊されて、10 マルクの金が当該収納箱から盗まれ、持ち去られた。; 当該 John が当該 G に対して前述の金銭を要求するために発生した権利の内容は、以下のとおりである。; 当該 John は、しばしば当該 G のところにやって来て、当該 John に被害を賠償することを要求したが、G は不当に、損害の賠償をせず、また返還するつもりもない云々…。¹⁴³⁾」

141) トレスパス (trespass) とは、本来、(身体、財産、権利などに対する) 侵害を指すものである。中世イギリス法においては、侵害訴訟令状 (writ of trespass) という、original writ (訴訟開始令状) によって始められる訴訟を指す。ここで用いられている、Bill of Trespass は、国王裁判所の訴状ではなく、ロンドン市長裁判所における訴状であるが、トレスパスの中身は同義である。

142) この訴状は、Novae Narrationes に掲載されているものである。Novae Narrationes とは、エドワード三世期の訴訟における pleading (訴答) の標準方式集であり、もとは law French による手書きで記載されている。原告がその訴えの趣旨を示す最初の訴答である count (訴状) ないし declaration (訴状) に関する記述中心であったが、その後の訴答も含まれている。なお、Novae Narrationes の中には、国王裁判所で用いる訴状も含まれているが、同書の註釈では、トレスパス訴状は、国王裁判所よりもロンドン市長裁判所で主に用いられていたと指摘されている。Novae Narrationes p.331 (Elsie Shanks ed., Selden Society No.80, 1963) を参照。

143) Bill of Trespass CX 4. To the mayor of London does John de W. etc. complain of G. de T., innkeeper, that whereas by [common] usage of the realm every innkeeper is bound to guard and keep safe without loss or damage the goods of those who leave their goods in their inns, there came the said John and lodged with the said G. such a day etc., and on the Tuesday next following a chest of the said John, being within the inn of the said G., was broken into and ten marks in gold was taken from the said chest and carried away; wherefore action accrued to the said John to demand the above-mentioned money from the said G.; wherefore the said John has often

ロンドン市長裁判所におけるトレスパス訴状を見てみると「すべての旅館業者は、旅館に置いてある宿泊客の財産につき紛失や損害を与えることがないように防護し、安全に預かっておく責任を負っている」との記載は、ブーベックが行った「旅館業者は、自己の支配下に持ち込まれた宿泊客の財産について責任を負う」という主張に非常に似通っていることがわかる。ただ、トレスパス訴状が王国の一般的慣習を論拠にしているのに対して、ブーベックは、その論拠を示していない点で、両者は異なっている。このように論拠は異なるが、トレスパス訴状の原告名が「John de W」であり、Beaubek 事件の被告名 (John de Waltham) からとったともいえること。盗難にあった日が宿泊を決めた「次の火曜日 (Tuesday next)」であり、その被害額も「10 マルク (ten marks)」と同様である。これらの類似性に鑑みれば、新訴答集に記載されているトレスパス訴状は、Beaubek 事件の影響を受けたものであったといえることができる¹⁴⁴⁾。

もっとも、前述のごとく、Beaubek 事件では裁判所はその論拠を示していないのに対して、トレスパス訴状が王国の一般的慣習をその論拠として示していること、また Beaubek 事件の評決では被告の使用人による不法行為であったのに対して、本訴状では誰が盗んだのかという点について触れていない点で異なっている。すなわち、Beaubek 事件は、旅館業者が使用人の犯した窃盗について責任を負うという一種の代位責任の意味合いを持っていた。これに対して、トレスパス訴状は窃盗の主体が外部からの侵入者であったとしても、王国の一般的慣習に従い、生じた損害について、旅館業者が賠償責任を負うことを基礎づけているといえる。

このことから、Beaubek 事件自体は、厳格責任の起源となる事件とはいえないが、この影響を受けて発布されたトレスパス訴状は、旅館内で発生した財産の紛失、盗難事件一般について旅館業者の懈怠を問題とすることなく、口

come to the said G. and asked him to make restitution to him, [but] he would not make restitution and still will not, wrongfully and to his damages etc. (Elsie Shanks ed., *Novae Narrationes* supra note 125, pp.332-333) なお、本令状が発行された正確な年代は著者が調べた範囲では、明らかにできなかった。

144) Bogen, supra note 42, p. 58, Jonassen, supra note 44, p. 71.

ンドン市長裁判所において損害賠償を求めることができる機会を提供したものと評価できる。ボーゲンもこの点を重視して、Beaubek 事件は、その事実あるいは評決に意義があるのではなく、将来における判決を拡張することを可能にする請求趣旨申立て (prayer) の一般的な原理の陳述 (「あらゆる旅館営業者は、自己の支配下に置かれた旅客の財産について責任を負う」との理解) の斬新さにあると評価している¹⁴⁵⁾。

5 ロンドンにおける旅館営業者 (hostellers) の宣誓 (1318年)¹⁴⁶⁾ との関係

本判決とロンドンにおける旅館営業者の宣誓 (1318) との関連性について、パーマーの指摘が存在するので¹⁴⁷⁾、次にこの点について考えてみよう。

宣誓の内容は、旅館営業者 (hostellers) は、旅館内において、他の地域からやってきた商人 (straunge marchaund) の財産について十分に正直に防護する責任を負うこと等を内容とするものである。Beaubek 事件の最終答弁で、原告は「旅館営業者は、その支配下に持ち込まれた宿泊客の財産について責任を負う」との主張を行っている。この主張により、旅館営業者は館内の宿泊客の財産を安全に保つために保護する責任を負う者であり、使用人の違法行為により宿泊客の荷物が盗まれたことは、旅館営業者自身の懈怠であることを立証しようとしていたといえる。この主張の根拠としてロンドンにおける旅館営業者の宣誓が関連しているのではないかとパーマーは指摘するのである。

たしかに、宿泊客の財産についてとくに厚く保護するように旅館営業者に対して、宣誓を課すことは、交易の中心地であるロンドン特有の要請とも考えら

145) Bogen, *supra* note 42, p. 58.

146) "Yee schal swere þt ye shall well and honestly demene þe straunge marchaund þe [sic] ye be and shal be assignyd host and overseer to in alle þingis þt towchith to your sed occipacion And þt be your persone or be so sufficient a depute as ye will answer fore at your perell ye shall entende and labour as fer as ye may goodly to be privy and oversee alle maner marchaundise þt eny marchaunt alyen being under your seid hostage and oversight hath and shal have comyng here after in to his possession." 'Folios lxxxii - xc', Calendar of letter-books of the city of London: D: 1309-1314 (1902), pp. 187-201. (<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=33081> 最終閲覧 2014年12月9日)。

147) Palmer, *supra* note 41, p. 253 and 377. なお、パーマーは、Beaubek 事件とこの宣誓の関連性について、明確に関連性があるとは結論付けていない。

れる。しかし、パーマーも指摘しているが、この当時の外国人保護の実態や本宣誓の運用等については、明確でない。すなわち、①宣誓の言い回しが、旅館営業者は、自身あるいはその使用人の違法行為に対しては責任を負うが、それ以上に外部の者が犯した罪についてまで負うかについて、どのような判断を示しているのかは明確でない¹⁴⁸⁾。そして、②外国人商人 (marchaunt alyen) もその保護の対象とされているが、ロンドンを訪れる商人の中でも外国人商人だけを重視する主旨であるかについても明確ではない。

従って、本宣誓と本判決について何らかの関係があることは否定できないが、原告の主張がこの宣誓を根拠にしていたとする明確な関連性まで認めることはできないと考える。もっとも、ロンドンにおいて宿泊客の財産について特段の注意が払われていたことの証左にはなると思われる。

6 その他の問題

その他の問題として、本事件で原告側が主張した「すべての旅館営業者は、自己の支配下に持ち込まれた宿泊客の財産について責任を負う」という主張については、ローマ法の執政官 (praetor) の勅令を反映しているとの指摘がなされている^{149) 150)}。

しかし、一般にローマ法がイギリス法の発展に影響を与えたか否かについては大きな争いがあるところである。本稿はローマ法のイギリス法への影響について検討するものではないこと、および資料上の限界があること等から、ここでは深く立ち入らず、問題点の指摘にとどめる。

148) Jonassen, *supra* note 44, p. 69.

149) Bogen, *supra* note 42, p. 57, Jonassen, *supra* note 44, p. 70. なお、ボーゲンは、旅館営業者の責任一般についてローマ法がイギリス法に影響を与えていたと断言しているものではないことに注意が必要である。Bogen, *supra* note 42, p. 53. なお、ローマ法とイギリス法の関連性については、ブラクネット (イギリス法研究会訳) 前掲注 104) 542-556 頁を参照。

150) The digest of Justinian Vol.1 / Latin text edited by Theodor Mommsen with the aid of Paul Krueger ; English translation edited by Alan Watson, University of Pennsylvania Press, 1985 p.160, Digest 4.9.1 (Ulpian, Ad Edictum 14) The praetor says: "I will give an action against seamen, innkeepers, and stablekeepers in respect of what they have received and undertaken to keep safe, unless they restore it."

第三節 Rex and Thomas of Navenby v. Walter Lassels of Huntingdon and William of Staunford (1368)¹⁵¹⁾

一 はじめに

次に国王裁判所において旅館営業者の責任が問題となった Navenby 事件について検討してみよう。本件では、二度にわたる訴答¹⁵²⁾が行われ、訴えが提起(1367)された翌年(1368)に判決が出されている。第一の訴答では盗難に遭ったことに対して被告側に懈怠があったか否かが争点となっていたのに対して、第二の訴答では被告の懈怠は問題とせず、賠償責任を求めている。本件の事案は以下のとおりである。

二 事案

① 国務のため、ロンドンに向けて旅の途上にあったナベンヴィ (Navenby)¹⁵³⁾ のトーマス (X)¹⁵⁴⁾ が、ハンティンドン (Huntingdon) 州にあるウォルター・

151) 本判決は後述するように複数の出典から成り立っている(前掲注 11)を参照のこと。その理由は、14 世紀には公式の判例集は存在せず、判決を知る手掛かりは、年書 (Year Book) によらなければならないためである。年書とは、中世イングランドでの訴訟事件の訴答 (pleading) における議論について、当時の法廷での口語であるローフレンチを用いて逐語形式で記述した一連のノートをいう。後進の養成の教材に用いられたものが残っているため、事件の内容や判決の理由には、重きが置かれておらず、法廷での弁論および弁護士のやり取りが中心に記載されている。田中・前掲注 55) 78 頁を参照。

152) 訴答 (pleading) とは、法律家は法廷での弁論一般を意味するのではなく、審理に入る前に訴訟当事者間の争点が決定される法技術のやり方を意味する。19 世紀における諸改革に至るまでは、コモン・ロー法律家は、訴答術を基礎にして成り立っていた。訴答の目的は、訴訟当事者間で争っている問題点を審理し解決してもらえるように、はっきりと限定し、争点を決定することことにある。イングランドにおいては、争点決定をなす方法は、常に訴答を交互になすことによって行われている。すなわち、各当事者は相手方の直前の訴答に対して答弁をなし、遂には答弁ではなくて審理が必要であるという段階に至るまで、それが繰り返される。これを繰り返すことにより、わずかしか関係のない問題は、訴答が進むにつれて提起することができなくなり、明確な論点にまで絞ることができるといえる。ペイカー [小山訳]・前掲注 103) 『イングランド法制史』151-170 頁を参照。

153) リンカンシャー (Lincoln) 州の都市の名である。

154) X は、ノーサンプトン郡の封建的付随条件収入管理官 (Escheator) 代理人であった。イングランドで 1232 年に確立した国王の地方役人で、escheat (不動産復帰) をはじめとする国王の feudal incidents (封建的付随条件) からの収入の管理を担当するものである。

ラッセル (Y) の経営する旅館 (inn)¹⁵⁵⁾ に宿泊したところ、宿泊部屋から財産 (4 ポンド相当の X の財産 [goods and chattels], および X が保持していた国王の金銭 9 ポンド) が何者かによって盗まれてしまった。そのため、X はその損害賠償を求めて、Y およびスタンフォード (Stamford)¹⁵⁶⁾ のウィリアム (Y の馬丁) (Z) に対して、訴えを提起した。

②原告の第一訴答 (ヒラリー期¹⁵⁷⁾ [Hillary] から起算して八日目; 1367 年 1 月 18 日¹⁵⁸⁾ は、「王国の慣習法 (the law and custom of the king's realm)」に基づき、当該 Y と Z 側の懈怠により、権利侵害者 (wrongdoers) が、暴力 (force and arms) によって、Y の旅館に宿泊していた X の部屋に侵入し、前述の財産を盗み持ち去ったとするものであった。王国の慣習法の内容とは、「旅館を建て、旅人が滞在する場所で、旅をする人々のための施設として公共旅館 (common inns) を経営する旅館営業者は、自らあるいは、その使用人の懈怠 (default)¹⁵⁹⁾ による紛失が、あらゆる場面において、このような宿泊者に起こ

155) ラッセルの旅館はハンティンドン州 (Huntingdonshire) にあった。

156) リンカンシャー (Lincolnshire) 州の都市の名である。

157) 裁判所の開廷期 (Term of court, term) のひとつヒラリー期を指す。当時のイギリスにおいては、裁判所は常設のものではなく、以下の四つの開廷期に分かれていた。具体的には、Hilary Term (1 月 11 日から 31 日まで)、Easter Term (4 月 15 日から 5 月 8 日まで)、Trinity Term (5 月 22 日から 6 月 12 日まで)、Michaelmas Term (11 月 2 日から 25 日まで) の四つの開廷期である。ベイカー [小山訳]・前掲注 103) 147-148 頁を参照。

158) 本事件では、二年にわたり訴訟が継続していることから、判例集に記載されているデータをもとに日付を記載した。しかし、現在の暦なども違う可能性があるため、一応の目安として参考にしてほしい。

159) 本文で「懈怠により」と訳した語については、原文 (ロー・フレンチ) では、per defectum となっている。この語の訳については、Selden Society では、through negligence とあるが、パーマーによると by the default (Palmer, supra note 41, p. 378)、ミルソムによると through the fault (Baker & Milsom, supra note 11, p. 603) とある。negligence という語は、一般的には不注意 (carelessness) という心理状態 (a state of mind)、またはそのような心理状態に基づく行為 (careless conduct) を意味する場合と、その他に特殊法律的な用法として、不注意な行為を責任の基礎とする不法行為のひとつ (a tort of negligence) を意味することもある (望月礼二郎「ネグリジェンスの構造」法学 36 巻 4 号, 37 巻 2 号 (1973), 望月・前掲注 135) 151-154 頁)。「negligence」[default] は、その言葉自体は 14 世紀から被告の責任の根拠の一つとして存在していた (幡新・前掲注 15) 76 頁を参照)。これに対して、「fault」は、tort の分野で用いられるものであり、18 世紀頃に確立されたものとされている (幡新・前掲注 15) 155 頁注 27 を参照)。従って、両者はその用法において、混同をきたすおそれがある。そこで、本稿では、一個の不法行為を意味する場合には「ネグリジェンス」と示し、その他の場合には不注意あるいは、懈怠と表記する。

らないようにするために、毀損 (waste) あるいは紛失 (loss) することがないように、昼夜を問わず、当該旅館に滞在する旅行者の財産 (goods) を防護する¹⁶⁰⁾ 責務を負っている」¹⁶¹⁾ というものである。

これに対して、YとZは、あらゆる暴力 (force) や不法行為 (wrong) をも否定するとともに、自らに懈怠がないことを主張した。すなわち、YはXが侵害 (Trespass) を受けたと主張する当時、別の地域 (エセックス郡) にいたため、XはYから宿泊施設の提供を受けたものではなく、自己の懈怠により、財産を失ったのではないと主張し、この点について陪審の判断を求めた¹⁶²⁾。

引き続き、ZはXに宿泊部屋を割り当てたことを認めたくて、割り当てた部屋は、Xやその使用人にとって目的に合った十分な鍵の備え付けられていた部屋であったこと、割り当ての際、Xらはその部屋で満足しているとはっきり述べていたこと、また当該旅館はきちんと施錠されていたこと等を述べ、Xが訴えるように自己の懈怠により、財産が失われたわけでない旨を主張し、同様に陪審による判断を求めることを主張した。

以上の結果、前述の当事者は正式に現時点での状態や各当事者に対して弁論を行うために、国王の面前で口頭弁論を行う日が与えられた。

③これに対する原告第二訴答 (復活祭の後二週間目: 1367年4月) は、以下の通りであった。

Xは、YおよびZに懈怠がないとの主張を認めないとする一方で、XはYが「旅館を建て、旅人が滞在する場所で、旅をする人々のための施設として公共旅館 (common inns) を経営」していること、ZがYの馬丁であり、Yがその「使用人」であることを主張した。さらに、Y及びZが「Xが馬丁Zから宿泊部屋を与えられていたこと」、Zが「財産をXから受け取っていた (received)」こと、

160) 本文で「防護」と訳した語については、原文では、「custodire」となっている。Selden Societyでは、look after (supra note 11, Selden Society No.82, p.152) とあるが、パーマーによると guard (Palmer, supra note 41, p. 378)、ミルソムによると keep (Baker & Milsom, supra note 11, p. 603) とある。

161) この部分がNavenby事件で獲得されたInnkeeper's writであるとの指摘がなされている。Bogen, supra note 42, p. 69.

162) ここで陪審の裁きを求めようと被告が求めているのは、権利侵害がなされたか否かの判断を求めるという意味である (バイカー [小山訳]・前掲注 103) 154頁を参照)。

さらに「Xが財産の一切をそこで紛失したこと」については否定していないことを主張した。そのうえで、公共旅館を経営する旅館業者は、王国の一般的慣習法により、自分たちの宿泊客やその財産一切について昼夜を問わず、毀損あるいは紛失することなく、防護する責務を負っていることを理由に、Xは請求趣旨申立ての判断等を求めた。

④判決は、翌1368年11月（ミカエル祭¹⁶³⁾から八日目）に出された。Xの最終答弁は「Yは、自らが公共旅館の主人に当たることを否定していないし、原告がYの旅館に宿泊したことも否定していない。Y側からそれを否定しない限り、原告XがY側の保護下にあり、安全に保護されており、原告XはZの懈怠により損害を被ったのではないという主張に成功するか否かを問わず、我われは勝訴判決を要求する。さらにYに責任があることを要求する」とするものであった。

これと反対に被告側は「原告が被告側の懈怠により損害を被ったことを主張しない限り、被告勝訴の判決を求める」という、自らに懈怠がない旨の主張を行った。

三 判決^{164) 165)}

ニベット (Knyvet) 首席裁判官とイングルビィ (Ingleby) 裁判官は原告勝訴の判決を下した。これにより、XはYとZから前述の財産 (chattles) 一切

163) ベイカー [小山訳]・前掲注103) 147-148頁を参照。

164) 本事件に関する記述は、複数の資料が存在する。Selden Societyでは、本事件の判決について「そして関係者の弁論と答弁が朗読され、審理された後、Xは、YとZから13ポンドと前述の人的財産一切に代えて、前述の裁判所の判決により宣告された損害賠償金としての40シリングを回復した。そしてYとZは前述の不法侵害のために特別罰金が科された。」とあるのみで、裁判官の言動は紹介されていない (Baker & Milsom, *supra* note 11, p. 604)。

165) 14世紀当時、王座裁判所の裁判官は、常設の国王評議会と議会とのいずれにも頻繁に出席しており、重要な事件についても、王座裁判所と国王評議会と議会との間で話題になることがあった (ブラクネット [イギリス法研究会訳] 前掲注104) 274頁を参照)。本件も、王座裁判所と国王評議会と議会との間で話題になった判決の一つであり、両判事は、同僚及びサージャント (serjeant) との議論およびアドバイスを得たうえで本判決を下している。サージャントとは、バリスター (Barrister) よりも上位の存在であり、14世紀初めに、それまでの代弁人 (narrator) がこのように呼ばれるようになった。国王裁判所の裁判官は当時、サージャントの中から選ばれ、両者の間には強い一体感が存在していた。

に代えて、13ポンドと前述の裁判所の判決により宣告された損害賠償金としての40シリングを回復した¹⁶⁶⁾。

四 本判決の意義

1 国王裁判所における最初の事件

本件は宿泊客の財産が盗難に遭ったが、旅館営業者自身には直接の懈怠が認められなかった事案である。本判決は懈怠のない旅館営業者に対して旅館内で起きた損害について責任を負わせるとした国王裁判所における最初の事件である。

Navenby 事件より前に国王裁判所において旅館営業者の責任が問題となった事案として現在確認できるものとしては、1365年の John Gylour v. John Hosteler of Kentford¹⁶⁷⁾ (以下、John Gylour 事件、John Gylour を X、John Hosteler を Y と表記する) がある。

John Gylour 事件は、X 所有の馬と財産に関して、旅館営業者 Y との間で引受約束が存在し、Y がこの約束に基づく防護義務を怠った結果、その財産が盗まれ、防護義務の懈怠責任が問われた事案であった。これに対して、Navenby 事件は X が宿泊した当時、旅館営業者 Y は他の場所にいたため、X Y 間で直接には宿泊契約が締結されておらず、引受約束についても直接 X Y 間では結ばれていない事案である。そのため、Y 自身の防護義務の懈怠責任を直接に問うことが困難であった。この点で Navenby 事件は John Gylour 事件と異なる。

166) Baker & Milsom, supra note 11, p.554 を参照。ここでは、別の資料からの引用という形で、この後に続き、「類似のケースが以前にカウンシルにおいて判断されており、その判決の理由が、旅館営業者は、旅館の部屋や馬小屋に関して旅館営業者自身とその用人を含む旅館中の者について責任を負うとするものであった…」とのニベット裁判官の発言が記載されている。ニベット裁判官の発言はこの後も続くと思われるが、この先については、資料が途切れており、その主旨が分からなかったことを付け加えておく。

167) 本判決について、原本を入手できなかったため、パーマーの訳によった。Palmer, supra note 41, p. 378, A19a. 同事件は、X が 40 シリングする自分の馬と 40 シリング相当の財産を旅館営業者 Y の宿屋に預け、Y がそれらを引き受けた (assumpsisset) とし、引き受けに際して、Y は、馬や財産をしっかりと安全に保護することを約束したが、その後、馬と財産が Y の監視義務の懈怠により、盗まれてしまったことから、X が、失くした馬と財産について損害賠償を求めた、というものである。

2 公共旅館 (common inn) の営業者であることの意味

(一) 本判決でXは第一訴答において、Yを「公共旅館」の営業者であると主張している。Beaubek事件でも同様の主張がなされている。Beaubek事件における主張と異なり、Navenby事件では、その有する意味が大きいため、ここで改めて「公共旅館」の意味について考えることとする。

そもそも「公共 (common)」とは、どのような意味であろうか。ロンドンの慣習法 (the Ancient Customs and Usages of the City of London) は、“common”という形容詞を、一般大衆による利用が可能であることを示すために用いていた (例として、common highway ; 公道, common sewer ; 一般下水道等)。同様に“common inn¹⁶⁸⁾”という言葉も、一般大衆に開かれているという意味で用いられている。“common inn (公共旅館)”に対峙する用語は、“private inn (非公共旅館)”である。両者の違いは、一般大衆が利用できるか否か、すなわち、旅館側が、宿泊を望む者を拒絶できるか否かに求めることができるかといえよう。

公共旅館を営業することは、一般大衆に開かれていることを意味するため、宿泊を望む旅客を自由に拒むことができない。

(二) このように公共旅館営業者は、公共的施設の営業者であるという側面を有している。ではNavenby事件が、公共旅館営業者に厳格責任を負わせた理由はどこに求められるべきであろうか。

本判決が下された14世紀当時のイギリスは、治安が悪化しており、道路事情も良い状態ではなかったため¹⁶⁹⁾、治安を維持するために様々な規制が行われ

168) common innを営営する職業を含めて、これらをコモン・コーリング (common calling) と呼ぶことがある。コモン・コーリングとは、common carrier (公共運送人) や common innkeeper (一般公共のための旅館営業者) のように、一般公共のための職業を指す。公衆一般に対して職業として特定業務を行っているので、支払をなすすべての者に役務を提供する義務と役務提供中の事故につき厳格な責任を負わなければならない。「ずっと昔から、コモン・ローは、普通の人の個々の義務と、すべての人に対して物品やサービスを提供している特定の職業に携わる者の義務とを、区別してきた」との指摘もある (G. ボーリー, A.L. ダイヤモンド著 (新井正男, 池上俊雄訳) 『消費者保護: イギリス法の歩み (新版)』11頁を参照 [中央大学出版部・1990])。ただ、本稿が厳格責任の起源として、検討する14世紀の判例からはかかる区別を明確に説明できる判例、資料は見つけることができなかった。従って、本稿ではこのような概念があることを指摘するにとどめる。

169) 1285年ウィンチェスター法 Chap5 (Statute of Winchester in 1285) には、旅人を盗賊

ていた¹⁷⁰⁾。とくにこの当時、犯罪を増加させる原因が余所者 (stranger) にあると捉えられていた。そのため、14世紀以前から、余所者に対する規制は厳しく実施されており、旅館業者もその責務を担っていたことはすでにみたとおりである (本章 第一節 三)。このように余所者が犯罪を増加させる原因と捉えられており、取り締まりの対象とされていた時代において、宿泊を希望する者をすべて受け入れる義務を負っている公共旅館は、その性質上、犯罪増加の原因と考えられる余所者が多く宿泊する場所であった。以上より、公共旅館は、治安維持の観点から規制対象となり易い場所であるとともに、旅館内は盗難の危険性が高い場所であったといえる。

そして、当時の旅館主人について、「宿屋の主人は、他の大部分の人々よりも物を盗む機会が多かった。事実、宿屋の主人は、まるで泥棒やスリの共犯者であるかのように考えられており、追い剥ぎとぐるになれば、利益の挙がる道楽となることは間違いなかった。旅行をすることが困難で危険なものであった時代には、旅行者は、悪質な宿屋の思うがままになっていた。¹⁷¹⁾」との指摘もなされている。

(三) 公共旅館は、すべての者を受け入れる義務を負うために、犯罪増加の要因でもある余所者が多く滞在し、盗難等の危険性が高い場所であったこと、および悪質な旅館業者も少なからず存在していたことも含めて考えると、公共旅館業者に厳格責任を課すことは、以下の二点において意味があったと考ええる。

第一は、誰を宿泊させるかについて選択できる非公共旅館と異なり、公共旅館は、すべての者を旅館に受け入れる義務を負うことから、宿泊者の中に犯罪者が紛れ込む可能性も高かった。旅館業者の厳格責任は、旅館施設の維持、管理について旅館業者の意識を高め、盗難防止に対する注意を促すとともに、

の不意討ちから守るための手段として、行動の両側 200 フィート以内の茂みは全て刈り取りを命じる旨の規定があった。当時のイギリスの旅行の危険および街道の劣悪な状況が分かる規定である (The statutes at large from Magna Charta Vol.1, supra note 74, p. 114 を参照)。

170) 旅館業者以外の者に関する治安維持の詳細については、石田讓・前掲注 91) 24-56 頁を参照のこと。

171) ボーリー, ダイヤモンド (新井・池上訳) 前掲注 168) 2 頁を参照。

犯罪に加担する旅館業者を取り締まる意図があったといえるであろう。この判断は実質的にみても妥当といえる。なぜなら、犯罪が発生しないように配慮できる者は旅館業者だからである。すなわち、自己の使用人が罪を犯す場合には、使用者責任があり、外部から侵入した第三者が罪を犯した場合であっても、外部からの侵入を防ぐために防犯措置を施せるのは、旅館を経営する旅館業者において他にはいないからである。そして、旅館業者に厳格責任を課したとしても、過大な負担ではなかったと思われる。なぜなら、旅館の創立期に一般的であった無償歓待の巡礼宿等と異なり、公共旅館の業者は、合理的な金額の宿賃を請求することが認められており、宿賃を設定する際、リスクの分散を図ることも可能だったからである。

第二に、追い剥ぎ等の盗賊とぐるになって、犯罪に加担する旅館業者に対しては、自己の経営する旅館内で起きた盗難事件等については、自己の懈怠の有無にかかわらず、厳格責任を負うとすることで犯罪を思いとどまらせることが期待できるため、犯罪予防効果としての意味も有していたと考えられる。特にこの当時、宿泊客の財産の紛失、盗難等の被害について賠償額に制限はなかったことから、この責任は、公共旅館の業者にとって、重い刑罰が科されるのと同じような意味を有していたと考えられる。

以上の二つの意味において、厳格責任は、犯罪の発生し易い公共旅館内において、宿泊客の財産の安全を守るために、国王裁判所が判決という形式で旅館業者に新たに課した責務と考えることができる。

(四) 14世紀の社会事情を含めて考えると、Navenby事件において「公共旅館 (common inn)」の業者を、他の旅館業や職業と区別して、とくに厳格責任を課したことは、宿泊客の財産の安全を守るうえで重要な意味を持っていたといえるだろう。

3 訴訟方式との関係¹⁷²⁾

172) なぜ、訴訟方式にまで遡ってその責任を考える必要があるかについては、以下の理由による。ローマ法系とイギリス法との発展過程を比較する上で、サー・ヘンリー・メイン (Sir Henry Sumner Maine) やメイトランド (F.W.Maitland) の言葉を引用しながら、19世

Navenby 事件は、訴訟方式 (Form of action) にも影響を与えている。イギリス法は訴えの定式を基礎として発展してきたといわれる¹⁷³⁾。コモン・ローが許容する救済方法が存在するところのみ訴権は存在していた。本判決の理解を深めるために、本判決で用いられた訴訟方式、不法侵害訴訟 (actions of trespass) についてみてみよう¹⁷⁴⁾。

中世初頭において、初期の国王裁判所は権利侵害一般についてあまり関心を有しておらず、国王の利益に係る特別の事件でなければ訴えを受理していなかった¹⁷⁵⁾。それゆえ、国王裁判所が初めの頃によく受け入れていた侵害訴訟 (トレスパス訴訟) は、被告の行為が暴力ないしは暴力かつ国王の平和破壊を含む侵害訴訟のみであった。その結果、大法官府から発行された侵害令状は、「暴力を用いて (vi et armis)」という語と「国王の平和に反して (contra pacem Regis)」という語を含むのが通常であった。この当時は、軽度の侵害 (トレスパス) に救済策を施すことは、州奉行やリート裁判所やその他の地方的裁判権の仕事とされていたのである。もっとも、このような区別は純粋に裁判管轄上の区分の問題であり、侵害という概念を限定するような解釈を何ら反映するものではなかった (事実エドワード三世の治世 [Edward III; 在位 1327 - 1377] 時代末までには捨て去られてしまっていた)。

紀におけるベンサム的な合理主義的見地からの訴訟法改正の結果、訴訟方式がすでに過去のものとなったとしても、英米における現行実体法の内容と形式とは、今でもなお、訴訟方式の発展過程に依存するところが大きく、あらゆる司法の分野における実定法的規定は、歴史的な訴訟方式との関連においてのみ十分に理解できると考えるからである (高柳賢三『英米法の基礎』83頁 [有斐閣・1954])。

サー・ヘンリー・メインの有名な言葉に「裁判所発達の幼年期にあっては、訴訟法が断然優位を占め、実体法は初めは訴訟手続の間隙から暫時分泌して来た観を呈す」(Sir Henry Sumner Maine, *Dissertations on Early Law and Custom*, 1883, p.389)。

メイトランドの「我々は訴訟方式を葬った。しかしそれらは墓場の中から、未だに我々を支配している」(Frederic William Maitland, *Equity also the Forms of Action at Common Law; two courses of lectures* (1916), p.286)。メイトランドのこの言葉の意味については高柳『英米法の基礎』115-118頁を参照のこと。

173) 幡新・前掲注 15) 7-10, 68頁を参照。

174) 訴訟方式一般に関する代表的な資料として、F.W.メイトランド著 (河合博訳)『イギリス私法の淵源: Forms of action』(東京大学出版会・1979)を挙げることができる。そして本稿で論じるトレスパスに関する記述は、同書の122-135頁を参照のこと。

175) ベイカー [小山訳]・前掲注 103) 142-147頁を参照、望月・前掲注 135) 139頁以下、田中・前掲注 55) 80頁参照。

13, 14世紀になると国王裁判所への要求が大きくなり、慣習法によって地方の裁判所への訴額の最高限度が40シリングという制限が課せられると¹⁷⁶⁾、国王裁判所は裁判がどこでも行われたいという事態を回避するために、40シリングを超える権利主張を受け入れざるを得なくなっていた。国王の裁判所は、初めのうちは訴訟記録に擬制を施すという方法でこの受け入れを行っていた。すなわち、暴力が実際には用いられなかった場合にも、令状と原告の第一訴答上は、暴力によった旨の事実の主張がなされ、しかも真の本案のみが陪審に付託された。この段階に至ると、被告は、暴力及び平和破壊という事実の主張について争うことが許されなくなり、これらの語句は、古くからの裁判管轄権上の制約を残し続け、歴史的連続性を保存しておくための単なる方式に過ぎなくなったのである。

Navenby事件は、Xの財産が自分の部屋に置かれていたため、Yとの間に財産に関する引き受けという事実はなく¹⁷⁷⁾、さらに盗難の原因は第三者によるものであったから、Y自身には懈怠も認められない事案であった。このような事案において原告は侵害訴訟令状を用いて訴えを提起している。たしかに、本件は、国王及び収税管理を担うエスチーター (escheator)¹⁷⁸⁾の財産及び金銭が盗まれた事件であり¹⁷⁹⁾、国王とその官吏が原告であったことで、侵害訴訟という訴訟方式を選択することを容易にしたという事情が存在するといえるだろう。しかし、侵害訴訟令状を用いて旅館営業者の責任を追及する訴訟方式は、

176) Statute of Gloucester, chap.8との関連で説明されることもあるとの指摘がなされている。バイカー〔小山訳〕・前掲注103) 143頁を参照。

177) 当時、動産に関する訴訟方式として一般的に用いられていたものとしては、動産返還請求訴訟 (Detinue: 田中・前掲注55) 82頁を参照。)と引受訴訟 (assumpsit: 田中・前掲注55) 84頁を参照。)を挙げることができる。しかし、動産返還請求訴訟は、権利者が不法に動産を占有している者に対してその返還を要求する訴訟方式であったため、本件では用いることができず、引受訴訟も、この当時は引き受けた契約の履行方法を誤ったときのみ用いられた訴訟方式であり、引受約束が必要であったため本件では用いることができないという事情があった。

178) エスチーターの役割等については、田中正義編・小山貞夫「十四世紀のエスチーター」(イギリス中世史研究会編「イギリス封建社会の研究」(山川出版社・1970)を参照のこと。

179) このことから、国王としては関心が高く、返還を強く求める必要があったとの指摘もある。Jonassen, *supra* note 44, p. 74を参照。当時は、英仏間において、百年戦争(1337～1453)などで国家財政は安定していなかったことから、税の徴収を行う重要な役割を担っていたからである。

本事件を契機に、その後、一般人が原告となって旅館営業者の責任を追及するときにも（従来まで用いられていた引受訴訟の形式¹⁸⁰⁾とは異なり）利用できるようになってきている。このように国王裁判所に対して一般人が宿泊客の財産の紛失について懈怠のない旅館営業者の責任を追及する途を開ききっかけとなったという意味で Navenby 事件は重要な意義を有するものといえる。

4 王国の慣習法 (the law and custom of the realm)

王国の慣習法は、王国の一般的慣習 (general custom of the realm) ともよばれ、イギリス国全体に適用される法であり、コモン・ローと同義とされる¹⁸¹⁾。ベイカーは、王国の慣習法に依拠する訴答方法は、本判決後、1400年までの訴訟において、火災責任にまで拡張されていたと指摘する¹⁸²⁾。王国の慣習法に依拠しながら、訴答を行う方法は、両当事者間に事前の関係が欠如しており、被告に対して直接責任を問うことが困難な事案において用いられているとするのである。

Navenby 事件では、宿泊客の財産に関する旅館営業者と宿泊客との関係は、宿泊客から旅館営業者に財産が預けられた物ではなく、Xが旅館の部屋に持ち込んだ物の盗難が含まれていることから、明らかに引受契約が存在していたとはいえない点に特徴がある。すなわち、本件では旅館営業者に注意義務を課すべき事前の引き受けがない事案において、旅館営業者に対する損害賠償責任訴訟を基礎づけるために「王国の慣習法」を持ち出す意味があったといえよう。

180) John Gylour 事件では、宿泊客の財産が紛失、損傷、盗難にあった際、旅館営業者と宿泊客との間に、宿泊客の財産について、引受約束が存在していたため、これに基づく監視義務違反を根拠に引受訴訟 (trespass on the case for assumpsit) として提起された。Bogen, supra note 42, pp. 66-70.

181) 津野・前掲注 15) 「研究ノート」103頁を参照。

182) 火災責任においては、「王国の慣習法によりすべての人は火を危険のない安全な状態に保つべき義務を負っており、従ってこの慣習法を過失により犯した者はだれでも、特殊主張訴訟 (action on the case) で責任を負う」べきであるとの主張がなされ、ここで使用された「被告はその火をきわめて不注意に管理したので iginem suum tam negligenter custdivit 原告の財産は損害をうけたという」文言は、寄託事件から借用したものであったと指摘する。ベイカー [小山訳]・前掲注 103) 389-391頁を参照。

5 被告の防御方法の変化について

本判決以後、宿泊客の財産が紛失、損傷、盗難に遭った場合、旅館営業者は自己に懈怠がない場合であっても、賠償責任を負うこととなった。このようにいったん厳格責任が確立すると、被告の関心は旅館営業者に懈怠があるかを中心に争うというこれまでの防御方法とは異なり¹⁸³⁾、新たな防御方法の創出へと変化していった¹⁸⁴⁾。

本判決以後に主張されるようになった新たな被告の防御方法は、以下の三つを挙げることができる。第一の防御方法は、原告に、損害は発生していないとの抗弁であり、第二の防御方法は、原告に責任がある何者かにより、原告の財産が盗難に遭ったとの抗弁であり、第三の防御方法は、被告は公共旅館の営業者ではないとの抗弁である。これらの防御方法は、たいていの場合、陪審の評決で主張され、次第に形成されてきたものであった¹⁸⁵⁾。この流れについては、Navenby 事件以後の 14 世紀の判例を紹介する次節（本章 第四節）で検討するものとする。

6 弁済のための勾引令状 (a writ of Capias ad Satisfaciendum) との関係

Navenby 事件は、宿泊客の財産の紛失について旅館営業者に懈怠がない場合であったとしても、その賠償責任を認める厳格なものであり、旅館営業者にとっては過酷なものであったといえる。

しかし、他方で、国王裁判所は旅館営業者に対して一定の配慮を行っていたとも思える事情が存在する。すなわち、もともと、原告が侵害訴訟を提起し、被告に敗訴の判決が出たにも拘らず、被告がそれに従わなかった場合には、被告を勾引して身柄を拘束し、弁済を強制するために勾引令状を得ることができる。一般に弁済のための拘引令状は侵害訴訟を用いるときの長所とされている。本事件は、その訴訟方式において侵害訴訟の形式をとっていることから、侵害

183) 詳細は、本章第四節で検討するが、Navenby 事件以後も、いくつかの訴訟では、旅館営業者に懈怠がなかったことを抗弁として用いているものもある（判例②④⑥⑦）。

184) Palmer, *supra* note 41, p. 257, Bogen, *supra* note 42, p. 72.

185) Introduction to 1 Select Cases of Trespass from The King's Courts 1307-1399, at lxvii-lxviii (Morris S. Arnold ed., Selden Soc'y No.100, 1985)

訴訟の形式を用いて勝訴判決を得た原告は、弁済のための勾引令状の発布を受けることのできた事案であった。

ところが、Navenby 事件においてニベット判事は、判決の中で旅館営業者は、法¹⁸⁶⁾によって責任が課されるのであり、懈怠によって責任が課されたものではないこと (“they are charged by law and not for fault.”) を理由に弁済のための勾引令状を拒んだとされている¹⁸⁷⁾。

以上から、旅館営業者に厳格責任を課して、宿泊客の救済を図るとともに、他方で弁済のための勾引令状を否定するという判断をすることにより、両者の利益調整を行っているようにも思える。このような配慮の背景には、本件において旅館営業者に課された責任が自身の懈怠に基づく責任ではなく、王国の慣習法によって課された厳格責任であったという特殊性が働いていると思われる。

五 本判決の背景

1 黒死病 (1348 年) の影響について

(1) パーマーの主張¹⁸⁸⁾ Navenby 事件の背景として、パーマーは黒死病の影響を重要視する。黒死病が当時のイギリス社会にもたらした影響については、前述した (本章 第一節 一)。パーマーは、この時期、政府が伝統的な社会を維持するために、さまざまな職業に対して義務を課したことを指摘し、旅館営業者の責任もその一環であったとする。パーマーによると、黒死病を原因とする人口減少により、旅人が減少したにもかかわらず、旅館の数は黒死病以前と同様であったため、経営を維持することが困難な旅館が増えたとする。経営の悪化により、黒死病以前の旅館経営の水準を維持することができなくなった旅館が増加し、政府の関心事として受け止められるようになったのである。この点、具体的にどのような問題が政府の関心事となったかについてパーマーは述べていないが、黒死病を背景として施設等の水準が低下した旅館営業者に対する規制の一環として、旅館営業者の厳格責任は、旅館内で宿泊

186) 王国の一般的慣習法を指すものと思われる。

187) Kiralfy, *supra* note 11, pp. 204-205.

188) Palmer, *supra* note 41, p. 253, Bogen, *supra* note 42, p. 63.

客の財産が盗難に遭った場面において課された責任と位置付けるのである。

このようなパーマーの説明に対して、ボーゲンは、以下の三点を指摘し、批判する。第一に、旅館の利用者の減少に対して、旅館営業者の数が維持されていたという前提自体が真実ではないかとする批判である。第二に、実際に旅館の水準が落ちたかどうかは単純には分からないとする批判である。第三に、パーマーは、低い品質水準の旅館が登場したことが、政府の関心事となり、旅館営業者に厳格責任を課すように導いたとするが、旅館営業者の厳格責任は、政府ではなく、裁判所の判決により課されたものであるから妥当でないとの批判である。

とくに第一の批判については、黒死病後、人口は減少したが、依然として、巡礼者の数は一定しており、また政府の役人による地方巡回も一定数を保っていたと考えることもでき、宿泊客の数は減少していないと考えるのである。その上で、旅館営業者の経営難を導いたのは、宿泊客が減少したためではなく、宿泊事業者が増加した結果かも知れないと主張する。黒死病後もエールハウスの数は増加し、ここでは、旅館業者より安価で客に泊まる場所を提供することもあったこともその根拠とする。このように旅館営業者の経営難は著しく低い価格等で宿泊させる施設が増加したことにより、顧客獲得競争が増した結果かも知れないとするのである。

(2) ボーゲンの主張 以上のような指摘を踏まえて、ボーゲンは黒死病に続いて発生した犯罪の明白な上昇が、旅館営業者に厳格責任を課した理由であるとする。この当時の旅客にとって、地元を離れて旅することは、最も危険を感じるものであり、不安を抱く行為であったと推測する。そして、旅客が宿泊する旅館の営業者は、当時から不正行為の容疑がかけられていたことを指摘する。例えば、合鍵が泥棒にそっと手渡されていたり、または、宿泊客の所在が、悪党あるいは満室に見せ掛けて被害者と同じ部屋に泊まっている泥棒に知らされたりするなど、泥棒の片棒を担いでいると言われていたことを指摘する。そして旅館営業者の不正行為を示す様子は、同時期の書物であるチョーサーの「カンタベリー物語」でも記述され、本稿で検討したブーバック事件でも旅館営業者が窃盗容疑をかけられた者と秘かに結託して逃がしたことをほのめかす主張

がなされていたこと等がその表れであるとする。

旅館営業者に厳格責任を課すことは、旅客の不安を鎮めるのに役立つとともに、旅館営業者が、強盗を黙認することを思いとどまらせ、旅館内で犯罪が発生しないことを保障する措置をとる可能性を増加させるため、旅館をより安全なものにすることができると考えたからであるとする。旅館内で宿泊客の財産が盗難に遭った場合、旅館の誰か（旅館営業者、その使用人、その他の宿泊客、あるいは旅館に押し入った部外者）が損害を与えたことに間違いはなく、このような事態が発生しないように配慮できるのは、旅館営業者を置いて他にいないことから、支持できるとする。

(3) 私見 パーマーやボーゲンの指摘は、いずれも黒死病後の社会状況の変化を前提に論じられているが、異なった評価を加えている点が興味深い。まず、パーマーの指摘する旅行者の減少が経営悪化の原因であるとする点は、十分に考えることができ、完全に否定することはできない。しかし、ボーゲンも指摘するとおり、根拠としては、弱いと考える。なぜなら、黒死病以降、人口が減少したことは、様々な資料から判別できるが、旅行者が減少したことを示す資料を今回の研究で見つけることができなかつたからである。

これに対して、ボーゲンの旅行者の減少が原因ではなく、旅館以外にも旅行者を泊める場所を提供する業者が増加したことにより、旅館経営が悪化したとする見解は、傾聴に値するといえる。なぜなら、本稿で後に「Navenby 事件以後の判例」として検討する判例にも旅館業以外の経営者が旅行者を宿泊させたケースを見つけることができるからである¹⁸⁹⁾。

しかし、旅館営業者の経営悪化の原因が、いずれにあるかは、資料的限界により、確定できない。ただ、何らかの理由により、旅館経営の悪化により、旅

189) Navenby 事件後の 14 世紀の判例【5】【8】を参照（第四節 二 2）。判例【5】については、William Thomas v. John Sampson, CP 40/495, m. 502 (De Banco roll, Michaelmas 1384), supra note 186, pp. 443-444。判例【8】については、Y.B.22 Hen. VI, fol.21, pl.38。Yearbook の原本は、Boston University Legal History : The Year Books の PDF 資料を使用（<http://www.bu.edu/phpbin/lawyearbooks/display.php?id=18311> 2014 年 12 月 9 日最終閲覧）。本判決の英語訳は以下の二つである。Joseph Henry Beale, A Selection of cases on carriers and other bailment and quasi-bailment services pp.46, Baker & Milson, supra note 11, p. 606 Year Book を参照したところ、後者の資料は、前者の資料に比べて省略が多かつたため、本判決の理解には前者の翻訳資料を用いた。

館の修補・管理等に手間をかけることができず、施設が老朽化したため、外部からの侵入が容易となり、盗難等の犯罪が行われ易くなったことは推測できる。そして、黒死病以降のイングランドの状況は、グリーン¹⁹⁰⁾の記述にあるように、治安が悪化し、旅人や宿泊客の荷物が盗難の危険に曝されることが多くなったことから容易に想像できる。さらに、前述のごとく旅館営業者が盗賊と結託する等して宿泊客の財産を盗んだりする者がいたと考えられていたことも当時の資料により明らかである。

従って、旅館営業者の厳格責任と黒死病の影響については、黒死病による人口減少に伴う旅行者の減少か、宿泊場所提供者の増加による競争激化のいずれが旅館経営悪化の主たる原因かを特定することは現時点ではできない。しかし、旅館経営の悪化による施設水準の低下¹⁹¹⁾と治安の悪化を背景に、当時の旅館営業者に対する悪評や旅館営業者が担っていた責務¹⁹²⁾を踏まえて、Navenby事件では、王国の一般的慣習法を根拠に旅館営業者の新たな責務として厳格責任が課されたと考える。

2 商業保護との関係

イギリス法を考えると、ビジネスとの関係を意識せざるを得ない。13世紀から14世紀にかけてのイギリスは、羊毛貿易や鉄鉱石（錫など）の算出により外貨を得ていた。特にテムズ川の河川沿いに位置するロンドンが外国との貿易の要衝の地であった。前述の1318年の旅館営業者に課された宣誓は、荷物の保管について、余所者および外国人商人に対してとくに厚い保護を行っているとも思える。本判決では、ビジネスの保護という観点も考慮して厳格責任を課したとも考えられる。そこで、これらのことが厳格責任とどのような関係にあるか、最後に検討するものとする。

190) グリーン（和田訳）前掲注70）320頁を参照

191) 本稿でも「Nabenvy 以後の14世紀の判例」として紹介する判例（判例【1】を参照〔第四節 二 2〕）にも、旅館施設の外壁や建物などが補修されないまま放置されていた記述があり、外部から第三者が侵入し易い状況があったことが認められる。

192) そして、この当時、公共旅館の営業者は、黒死病以前から、都市の構成員として、すでに様々な責務を負っており（本章 第一節 三）、もともと規制の対象になりやすかったことから、厳格責任は受け入れられ易い環境にあったことも忘れてはならない。

たしかに、旅館営業者に荷物の保管について注意を課した1318年のロンドンにおける宣誓は、外国人商人 (alien merchant) と別の地域からビジネス目的で訪れた者 (余所者; strangers) の荷物をしっかりと保管することを内容とするものであった。また外国人商人とのビジネスを重視する姿勢は、1353年にエドワード三世 (Edward III; 在位 1327-1377) によって設置された指定市場裁判所 (court of staple) から伺うことができる。すなわち、この裁判所は国王によって設置された公式の裁判所であるが、その主たる目的は外国人商人に好都合でかつ理解ある法廷を提供することにあるとされていたからである。指定市場裁判所を設置することにより、イギリスにおける外国人商人の取引を奨励しようとする趣旨である¹⁹³⁾¹⁹⁴⁾。これらの事情を考慮すると、当時の政策として、治安維持を図るためにロンドン市内に短期滞在しか認めないとする一方で、ビジネスを活性化させる目的をも実現するために、国王裁判所が荷物の保管について旅館営業者に厳格責任を課したと考えることもできる。

しかし、以下、三点の理由から、本研究では、国王裁判所が商業保護の観点から旅館営業者に厳格責任を課したと断言することはできないと考える。

第一に、貿易国家として当時イギリスが栄えていたとしても、外国人商人 (alien merchant) であることを理由に、他の商人に比してとくに優遇する法令・政策が採られていたことを証明する資料を今回の研究で見つけることが出来なかった。むしろ、第二章の厳格責任の背景において、すでに見たとおり (同章 第一節 三)、13世紀以来、余所者は都市に滞在することが制限されており、滞在日数の制限はビジネス目的であるか否かにより、異なった扱いは取られていなかった。第二に、Navenby 事件は、国王の収税管理官の財産と国王の金銭が奪われたものであり、特にビジネスと直接関連しているわけではなかった。第三に、第4節で検討するその後の判例 (14世紀に限定するものではあるが)

193) 捧剛「中世イングランドにおける商慣習法と陪審 - イングランド陪審史の一断面」国学院法学 34 (2), 5-6 頁 (1996) を参照。

194) 指定市場裁判所では、訴訟当事者の双方が外国人であった場合、外国人による陪審が構成され、また当事者の一方が外国人であった場合には、半数が外国人で残りの半数がイングランド人からなる陪審で構成されていたことから、外国人商人の取引の奨励の趣旨を読み取ることができる (捧・前掲注 193) 6 頁, 28 頁注 27) を参照, The statutes at large from Magna Charta Vol.1, supra note 74. p. 278, 27Edw. III. Stat.2.Chap8 を参照。)

からも、とくにビジネス目的であることを理由に判決を下したといえる事案が見つからなかったからである。

従って、本研究においては、厳格責任の背景にビジネス保護の発想があったと断定することはできないと考える。

もっとも、Navenby 事件で厳格責任が確立した結果、商人が安心して荷物を携帯し、旅館に預けながら移動できるという仕組みはできあがったといえる。このことから 14 世紀当時、ビジネス保護を目的に旅館営業者に厳格責任を課したと断定することはできず、ビジネス保護は、厳格責任を課した結果、副次的に生じたに過ぎなかったと考える。ただ、イギリス法を考えるうえで商業保護との関係を考慮することは、重要な視点と考えられるため、厳格責任と商業保護との関係については、今後も研究課題としたい。

第四節 Navenby 事件後の 14 世紀の判例

一 はじめに

以上検討してきたとおり、Navenby 事件により、旅館営業者の責任は旅館営業者の懈怠を必要としない厳格責任として確立したものといえる。本稿では、その証左として Navenby 事件と同時代である 14 世紀において、同事件以後の判例がどのように変遷していったのかについて検討するものとする。具体的には被告側（旅館営業者側）の防御方法がどのような形で変化したのかに焦点をあてて論じるものとする。

二 その後の判例

1 概説

Navenby 事件で厳格責任が確立した後、被告の防御方法は、自己に懈怠がないことを主張する方法から、懈怠を問題としない新たな防御方法へと変化し

ていった¹⁹⁵⁾ 196)。

本判決を契機に主張されるようになった新たな被告の防御方法は、前に述べたように(第三節 四 5),三つ挙げることができる。ここで改めてみてみよう。第一の防御方法は、原告に損害は発生していないとの抗弁であり、第二の防御方法は、原告に責任がある何者かにより、原告の財産が盗難に遭ったとの抗弁であり、第三の防御方法は、被告は公共旅館の営業者ではないとの抗弁である。これらの防御方法は、たいていの場合、陪審手続に先立って行われる訴答を通じての争点整理手続で、次第に明確にされてきたものであった¹⁹⁷⁾。ここでは Navenby 事件以後の事件において(14世紀に限定する)、被告がどのような主張を展開したかについて整理したいと思う。以下、判決の年代順で紹介し、最後に被告の防御方法をまとめてみたいと思う。

2 判例の検討

【判例①】 William Bolton v. Thomas Ede (H1373)¹⁹⁸⁾

(一) 事案 William Bolton (X) の使用人 John de Dam (Z) が Thomas Ede (Y) の旅館に宿泊していたところ、Zの保管しているXの財産(goods and chattels, 5シリング相当)とXの馬(5シリング相当)が、犯罪者(wrongdoers)の暴力行為(force and wrong)によって盗まれ、持ち去られてしまった。そこで、Xが当該盗難はYの懈怠(fault)によるものであり、その結果、重大な損害を被ったとして、Yに対してその損害賠償を求めた。

これに対するYの抗弁は以下の通りである。Yは暴力行為があったことを否定するとともに、その一方で侵害行為(trespass)があったとされる当時、Yは「公共旅館(common inn)を経営していなかった」と主張した。さらに、

195) Palmer, supra note 41, p. 257, Bogen, supra note 42, p. 72.

196) もっとも、Navenby 事件以後も被告側が自己に懈怠がないことを主張することは続いていた。被告側に懈怠がないことと、さらに被告の懈怠を問題としない新しい防御方法を主張することが行われていたのである。

197) Morris S. Arnold, supra note 185, pp. lxvi-lxviii.

198) William Bolton v. Thomas Ede, CP 40/449, m. 350 (De Banco roll, Hilary 1373), reprinted in 2 Select Cases of Trespass from the King's Courts 1307-1399, p.439(Morris S. Arnold ed., Selden Soc'y No. 103, 1987)

最初にYがZから宿泊を求められたとき、Yの建物が壊れて崩れ落ちていたため宿泊を拒絶した。そこでZは宿を探すために村の隅々まで歩きまわったが、宿を見つけることができなかったため、再びYに宿泊を申し込んだ。このときYは「旅館の建物は壊れて崩れ落ちているから、夜の宿泊に関するリスクはZ自身が負う」ことと、「馬と馬具について責任を負えない」ことを付け加えたところ、Zはこれを承知して宿泊したと主張している。

これに対して、Xは「ZはYが経営する公共旅館に宿泊した」こと、さらに「Yが言うような条件はなかった」ことを主張している。

本件では、条件の有無について陪審の判断に委ねられているが、どのような判断が下されたかについては記載されていない。

(二) 被告の防御方法 Xからの損害賠償の訴えに対するYの主張は、Yは侵害行為があったとされる時点で、公共旅館の営業者ではなかったこと(防御方法Ⅲ)、さらに、Zの財産(財産、及び馬、馬具)が盗難に遭う等の危険については責任免除の合意があったことである。

【判例②】 Nicholas Pound v. John Folksworth (E1374)¹⁹⁹⁾

(一) 事案 Nicholas Pound (X) が John Folksworth (Y) の旅館に宿泊したところ、馬とその他の財産(goods and chattels)が盗まれたとして、Yを訴えた。

Yは馬とその他の財産とを区別した上で以下のように主張した。Xが盗まれたと主張する「馬以外の財産」に関しては、盗まれておらず、仮に盗まれていたとしても、「自分(Y)には懈怠(fault)はな」く、盗まれたのはその他のことが原因である。さらに、馬については「Xが主張するような価値があることを認めない」と主張した。またYは、Xが夜間に、Yの家にやって来て泊めてくれるように頼んだ際、旅館の周囲には囲いがないため、X自身がリスクを引き受けない限りは、止めたくはない旨を話したと主張している。その上で、Xの同意を得て、Yは丈夫な鍵の付いた扉のある旅館の部屋を割り当て、Xは

199) Nicholas Pound v. John Folksworth, KB 27/453, m. 90 (Coram Rege roll, Easter 1374), supra note185, p.440

その部屋で馬とその他の財物と共に一夜を過ごしたXは、自らが欲すれば、部屋の鍵をかけることができたはずであった。XがYの旅館の部屋に入ってから出発するまでの間、その部屋や、扉さらに鍵には欠陥がなかった。従って、もしXが馬を紛失したのであれば、それは「Xが鍵をかけ忘れたために迷い出てしまったこと」による。

これに対して、Xは、夜中に、犯罪者(wrongdoers)が、Yの旅館内にあるXが宿泊した部屋を破壊して、馬を連れ去ったと主張した。これらはYの懈怠によるものであると主張している。

後日、当事者双方が弁護士を伴って、リンカーンの国王の面前に出頭した。ここで当事者の同意により選ばれた陪審員が出廷し、以下のような判断を下した。

陪審は「Yの懈怠により、Xの馬と財産(horse and chattels)が盗難に遭い、19マルクの損害があった」ことを認め、Xの損害を回復する旨の評決を下している。

(二) 被告の防御方法 財産については盗まれていないため、原告に損害は発生していないことを主張し(防御方法I)、馬が盗まれたことについて自己に懈怠はなく、むしろ原告の懈怠によるとの主張を行っている。また宿泊の際、荷物の安全に関するリスクを引き受けなければ宿泊させたくはないことを条件としていたと主張していることも、特徴として挙げることができる。

【判例③】 William Latimer v. John Trentedens (M 1381)²⁰⁰⁾

(一) 事案 William Latimer (X) およびXの家事使用人(Z)が商用でJohn Trenteden (Y)の旅館に宿泊したところ、部屋に持ち込んだ二つの貴重品箱(40マルク相当の備品が入っていた)が、何者かによって盗まれたとして、Yに対してその損害賠償を求めた事件である。

これに対してYは、「二つの貴重品箱が旅館に持ち込まれた」ことも「40マルクおよびその他権利証書(muniments)が、その貴重品箱には入っていた」

200) William Latimer v. John Trentedens, CP 40/483, m. 590 (De Banco roll, Michaelmas 1381), supra note198, pp. 441-442.

ことも認めないと主張した。また、Xに対して、その「身分にふさわしい丈夫な鍵付きのドアのある部屋」を割り当て、Xは納得した上で宿泊したこと、盗難にあったのはZの懈怠が原因であったことも併せて主張している。

これに対して、Xは、事件のあった夜はロンドンにおり、旅館にはいなかったこと、部屋の中にあった荷物が盗まれ、持ち去られたのは、Yの妻がZらをホールに呼び出し、歓待している間に起きた出来事であること、部屋を空にさせたのはZ以外の犯罪者によって行われたことを主張した。

これに対するYの第二抗弁は、Yの妻は、「Zの要求」に基づいて、「Zらの部屋にパンや酒を届けた」に過ぎず、もし貴重品箱が盗まれたとするのであれば、それは、「自己の使用人や第三者によって、持ち去られたのではな」く、「Xの使用人Zによって持ち去られたこと」によるとするものである。

本件に関する判決は記載されていない。

(二)被告の防御方法 本件は、Yは二つの貴重品箱およびその中身につき、その双方の存在について否定した上で、盗難はZによりなされたと主張している(防御方法Ⅱ)。そして鍵の保管などについてZに懈怠があったことも主張されている。

【判例④】 Richard Waldegrave v. Thomas, an innkeeper in Fleet Street (M 1382)²⁰¹⁾

(一) 事案 Richard Waldegrave (X) が Thomas (Y) の旅館に宿泊したところ、犯罪者によって、部屋からXの財産 (goods and chattels) が持ち去られたとしてその賠償を求めた事件である。

これに対するYの抗弁は以下の通りである。Xの訴状に記載されているような「荷物 (goods)」が持ち込まれたこと、荷物が「Xの主張する価格」であること、そしてXが主張する「合計額の金銭」が旅館に持ち込まれたことをいずれも否定している。Yの旅館には、Xの宿泊する二日前から William Wingfield (Z) が宿泊していた。Xが旅館にやって来て、Yによって部屋と

201) Richard Waldegrave v. Thomas, an innkeeper in Fleet Street, KB 27/486, m. 26d (Coram Rege roll, Michaelmas 1382), supra note198, p. 443.

馬小屋が割り当てられた。ところが、Xは「Yが知らない間に、そしてその同意を得ず」に、Yが割り当てた部屋と異なる「Zに割り当てられた部屋」に宿泊していた。従って、その部屋にXは「YおよびYの代理人 (his behalf) によって宿泊客として迎え入れられてはいない」と主張している。Xが荷物を盗まれたと考えている間、「客室係 (chamberlain) とZの使用人が、Xの使用人と一緒にいたこと」から、Xのいかなる荷物や金銭もYあるいはYの使用人が盗むことはできず、またYの懈怠によって盗まれてないと主張している。

これに対するXの主張は以下の通りである。Xは、①Yが旅館営業者 (innkeeper) であること、および旅館を所有 (hold) していることを否認していないばかりでなく、②侵害行為が行われたときにXが荷物を持って宿泊していたことや、Xの財産は誰か知らない犯罪者によって旅館から持ち去られたことも否定していないことを主張している。そのうえで、王国の一般的慣習法により公共旅館 (common inns) を所有する者は宿泊客の荷物について責任を負っているとして損害賠償を求めた。

本件に関する判決は記載されていない。

(二) 被告の防御方法 本件で、被告はXの訴状に記載されている「荷物」等が持ち込まれたこと自体を否定するとともに、荷物の価額について否定している (防御方法I)。次に、自己及び使用人に故意・懈怠がなかったことを主張するとともに、もともとXが自分の割り当てた部屋と異なる部屋に勝手に宿泊していたことを主張している。このことは、盗難について、Xに懈怠があったことの主張と考えられる²⁰²⁾。

【判例⑤】 William Thomas v. John Sampson (M1384)²⁰³⁾

(一) 事案 小さな商業都市を訪れた William Thomas (X) が John Sampson (Y) の施設に宿泊したところ、10ポンドを盗まれたとして、Yに

202) この当時の旅館は、相部屋が通常であり、このような間違いも十分に起こり得る環境にあったと言えよう。

203) William Thomas v. John Sampson, CP 40/495, m. 502 (De Banco roll, Michaelmas 1384), supra note198, pp. 443-444.

その損害賠償を求めた事件である。本件は、Xが同町にやって来た時、同町の公共旅館はどれも満室であったため、Yの施設に宿泊を求めたとの経緯がある。

これに対するYの抗弁は以下の通りである。Xが宿泊を希望したとき、Yは「販売目的で酒を醸造している店」であったことから、「公共旅館を経営していなかった」こと、さらに、滞在を認めた際、Xが荷物の紛失等について「リスクを引き受けること」を条件に施設内で寛ぐことを許したと主張している。

これに対して、XはYに支払った報酬は「飲食代だけでなく、馬の餌等も含まれ」ており、Yが「それ以前ばかりでなく、それ以後も旅人に対して、報酬を取って宿泊させていた」と主張している。その上で、Xの宿泊中、Yがその荷物を保管する義務を負っていたことを主張し、その懈怠によって前述の10ポンドが犯罪者により持ち去られたとして、損害賠償を求めている。

本件に関する判決は記載されていない。

(二) 被告の防御方法 本件ではYが酒の醸造販売店であり、Xが盗難に遭った時、公共旅館ではなかったことが主張されている(防御方法Ⅲ)。さらにXが、施設に滞在する際、荷物の保管等についてリスクを引受けることを条件に滞在を認めた旨の主張をしている点にも特徴がみられる。

【判例⑥】 Thomas Tetsworth v. Nicholas Bailey (M 1385)²⁰⁴⁾

(一) 事案 Thomas Tetsworth (X) が、Nicholas Bailey (Y) の経営する旅館に宿泊したところ、Xの荷物が盗まれたとして、Yにその損害賠償を求めた事件である。

これに対してYは、まず、盗まれたとする商品がXの言うような価値があるとは認めず、次に、Xが使用人 John Allgood (Z) を連れてやって来た際、前述の荷物を置いて保管するためにドアに鍵の付いた安全でしっかりした作りの部屋を割り当てたと主張している。その上で、Zが夜中に起きて、Xの荷物と金銭を、そこにあったYの財産と一緒に盗んで持ち去ったことも主張している。本件に関する判決は記載されていない。

204) Thomas Tetsworth v. Nicholas Bailey, CP 40/499, m. 345d (De Banco roll, Michaelmas 1385), supra note 198, pp. 444-445.

(二) 被告の防御方法 本件は引用が短いため、事案の詳細は分からない。しかし、Yは荷物の保管に適した部屋を割り当てており、自己に懈怠がないことを主張するとともに、盗難はXの使用人Zによるものであることを主張している(防御方法Ⅱ)ことが分かる。

【判例⑦】 Roger de Skell v. Warin Martin (H1387)²⁰⁵⁾

(一) 事案 Warin Martin (Y)の旅館に宿泊したRoger de Skell (X)が宿泊部屋から財産が盗まれたとして、Yに対してその損害賠償を求めた事件である。

これに対してYは、Xの財産が持ち去られてはいないことを主張するとともに、当該侵害行為が行われたと思われるときに、Xはロイストン (Royston²⁰⁶⁾)にXの使用人やXの仲間らと一緒にやって来たのであり、Yは、Xらの要望に適った錠前と鍵付きの部屋を提供したと主張している。YやYの使用人が、部屋またはその他の場所にあるXの財産を盗んだり、持ち去ったことについても否認している。

これに対して、Xは、侵害が生じたと思われるときに使用人等はおらず、自分ひとりでYの旅館に宿泊していたこと、またYに錠と錠の付いた部屋を要求したところ、Yは身体にも財産にも何ら危険はないことを保証して、出入り自由な鍵の付いていない部屋を提供したと主張し、そのような保証がなければ、YはXに対して、錠前と鍵付きの部屋を提供したはずだと主張している。本件に関する判決は記載されていない。

(二) 被告の防御方法 本件では、被告の行った防御方法は、財産は盗まれていないことを主張するとともに(防御方法Ⅰ)、YはXに鍵付きの部屋を提供したと主張することにより、自己に懈怠はないことを主張するものといえる²⁰⁷⁾。

205) Roger de Skell v. Warin Martin CP 40/504, m. 192d (De Banco roll, Hilary 1387), supra note198, p.445

206) Hertfordshire の町の名前である。

207) なお、本件において、Yが主張するように、Xが単独で宿泊していたのか、それとも使用人等、ほかに同伴者がいたかは本件資料からは分からない。

【判例⑧】 Horslow's Case²⁰⁸⁾ (M1444)²⁰⁹⁾

(一) 事案 XがW.Horslow (Y) の施設 (house) に泊まったところ、見知らぬ者によって、同施設からXの財物が盗まれたとして、Yにその損害の賠償を求めた事件である²¹⁰⁾。

本判決における主要な争点は以下の二点である。第一に、Xは令状の被告を「旅館営業者」ではなく、「W.Horslow, laborer」と記載していた。そこで、令状の記載事項として「旅館営業者」と記載していない場合に、この令状が有効であるかが問題となった。これに対して裁判所は、現実に旅館営業を行っているのであれば、令状の記載としては、どのような名称であろうと構わないと判示した。

第二に、公共旅館の営業者かどうか、訴訟の帰趨を決するにもかかわらず、被告がこれを争わなかったことについて、ニュートン (Newton) 首席裁判官は、被告は、もしその施設が公共旅館でなければ、損害賠償責任を逃れることができる旨を判示した。

(二) 被告の防御方法 本判決の意義は、以下の二点である。第一に、これまでの判決では、令状の記載として旅館営業者と記載することが必要かは問われてこなかった。本判決は、現実に旅館を営業していたのであれば、どのような名称が付されていたとしても令状の記載としては有効であることを明らかにした点に意義がある。

第二に、これまで被告は防御方法のひとつとして、自身が公共旅館の営業者でないことを主張してきた。ところがこれまでの判例では、判決が記載されて

208) Y.B.22 Hen. VI, fol.21,pl.38. Yearbookの原本は、Boston University Legal History : The Year Books のPDF資料を使用 (<http://www.bu.edu/phpbin/lawyearbooks/display.php?id=18311> 2014年12月9日最終閲覧)。本判決の英語訳は以下の二つである。J.H.Beale, supra note 189 pp.46, Baker & Milsom, supra note 11, p. 606 Year Bookを参照したところ、後者の資料は、前者の資料に比べて省略が多かったため、本判決の理解には前者の翻訳資料を用いた。

209) J.H.Beale 前掲注 189) では、1444年の判例とされているが、Baker & Milsom, supra note 11, p. 606 では、1443年の判例とされている。

210) J.H.Beale 前掲注 189) によると、Xの代理人は、Markam (Baker & Milsom, supra note 11, p. 606 では、Markham); Yの代理人はPrisot (Baker & Milsom, supra note 11, p. 606 では、Prysot) と記載されている。Year Bookによると、J.H.Bealeの記述が正確である。

いないこともあって、被告が公共旅館の営業者でないとの主張がどのような意味を持つかが明らかでなかった。本判決は、被告が公共旅館の営業者でない場合、懈怠のない被告は損害賠償責任を負わないことを明らかにした点で意義があると評価できる。

3 まとめ

以上、本節では Navenby 事件判決により厳格責任が確立した後、被告側が新たに考案した防御方法に注目して、これに関連する事例を紹介してきた。ここでは被告の防御方法が、自己に懈怠のないことを中心に争うものから、懈怠がないことの主張とともに、別の防御方法も併せて主張するという形で変化したといえる。

Navenby 事件以後、被告側が新たに考案した防御方法をもう一度みてみよう。それは、(Ⅰ)原告に損害は発生していないとの抗弁、(Ⅱ)原告に責任がある何者かにより、原告の財産が盗難に遭ったとの抗弁、(Ⅲ)被告は公共旅館の営業者ではないとの抗弁であった。新たな防御方法のうち二つは厳格責任の前提自体を否定するものである。それは宿泊客に損害は発生していないとの主張(防御方法Ⅰ)と、公共旅館の営業者ではないとの主張(防御方法Ⅲ)である。これに対して、残りの一つは自己の旅館内で盗難が遭ったことを認めつつも、その原因が宿泊客側の事情によることを示す主張(防御方法Ⅱ)であった。旅館内での盗難によるリスクを旅館営業者と宿泊客いずれに負担させるのが妥当かという視点からすると、宿泊客の使用人、随行者などが窃盗犯人であった場合に、厳格責任を免除することは妥当な結論と思われる。

これらの防御方法を踏まえて、本件で紹介した判例を整理すると、以下のようによまとめることができる。防御方法(Ⅰ)に関する判例は【判例②④⑦】、防御方法(Ⅱ)に関する判例は【判例③⑥】、防御方法(Ⅲ)に関する判例は【判例①⑤⑧】である。これらの新しい防御方法は、同時に複数用いられる場合もある(例えば、【判例③】)。

また、厳格責任以後に初めて主張されるようになったかどうかは不明であるため、新しい防御方法には挙げなかったが、宿泊時に責任免除の特約をしたこ

とを主張することにより厳格責任を免れようとする防御方法も多く用いられていた（【判例①②⑤】）。判決が記載されていないため、このような特約がどのような効力を有していたかは明らかにできなかったが、今後の課題としたい。

以上、Navenby 事件後の判例において、公共旅館の営業者側の防御方法が変化していく過程を見ることができた。1863 年旅館営業者責任法が成立するまでの過程で、被告の防御方法がどのような変化をたどっていくのかについては、今後も研究課題としたい。

第三章 結語

本稿の目的は、宿泊客の財産が紛失、盗難に遭った場合に、イギリスの宿泊事業者が厳格責任を負うこととなった起源を探ることであった。本稿を通して知ることができたことは以下の五点である。

第一に、イギリスの旅館営業者に対する厳格責任は、法令に基づく責任ではなく、14 世紀に国王裁判所の判例、Navenby 事件（1368）によって確立した責任であった。そして、厳格責任はすべての旅館営業者に課されたものではなく、公共旅館の営業者（common innkeeper）のみに課された責任であった（第二章 第三節）。

第二に、Navenby 事件判決後、14 世紀の判例を検討する限りでは、被告（旅館営業者側）の防御方法は、自己に懈怠のないことを中心に争うものから、懈怠がない旨の主張とともに、新たな防御方法を併せて主張する形へと変化していった（第二章 第四節）。このような防御方法の変化をみると、この当時から厳格責任は確固たるものとして確立していたことを知ることができる。

第三に、当時の法令などを参照することにより、14 世紀当時の旅館営業者は、①危険な街道から旅客の安全を守るためにすべての者を招き入れる公共的な施設を経営する者としての役割だけではなく、②治安維持を図るため、宿泊客を監視する役割、さらに③招き入れた宿泊客の身分を保証する役割など複数の役割を担っていたことが分かった（第二章 第一節 三）。このように 14 世紀当時

の公共旅館の営業者が、Navenby 事件以前から複数の公的な役割・責務を課されていたことからすると、厳格責任は新たに課された責務のひとつということもできる。もっとも、新たに重い責任を課されたとは言っても、旅館営業者が、都市構成員として、これまで多くの役割や責務を負ってきたことをも考慮すると、14 世紀当時の人々にとって、公共旅館の営業者に厳格責任が課されたこと自体は、これまでの責務の延長線上として捉えられており、特別なことではなかったと考えることもできる。

第四に、厳格責任を認めることとなった背景に商業擁護政策があったかについては、① Navenby 事件の当事者が国王の官吏であったため、直接ビジネスに関連する事案ではなかったこと、および② 14 世紀当時の判例において裁判官がビジネス目的の宿泊客を他の目的の宿泊客に比べて特に保護することを示した資料は見つからなかったことから、本稿では明らかにすることができなかった（第二章 第三節 五 2）。もっとも、公共旅館の営業者に厳格責任を課したことにより、旅館営業者により宿泊客の財産に関する安全が確保される方向付けがなされたといえる。従って、当初から意図していたかどうかは知ることはできなかったが、厳格責任を旅館営業者に課したことは、結果としてビジネス保護へと繋がったといえるだろう。

最後に、宿泊客の財産の盗難・紛失等に対する旅館営業者の賠償責任の範囲についてである。1863 年旅館営業者責任法では、賠償額に制限が設けられている。本稿では、厳格責任の起源を探るとともに、賠償額が制限されるに至った契機（判例、時代背景等）を探ろうとした。しかし、14 世紀の判例および社会的背景を検討した限りでは、この当時において、賠償額を制限する契機を見出すことはできなかった。むしろ旅館営業者に課された罰金の重さからも分かるように、賠償額を制限しないことが公共旅館の営業者の責任の考えに合致しているとも思える事情が多く見つかった。

賠償責任の範囲について制限がされるには、1863 年旅館営業者責任法の制定を待たねばならない。賠償責任額の制限がどのような過程を経て課されるに至ったかについては今後の課題としたい。

以上